平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

平成１８年７月５日（水）
（開　会）　　１０：０３
（散　会）　　１８：０７

○　委員長
　ただいまから、平成１８年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。
それでは「議案第５２号　平成１８年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。
まず、お手元に配付いたしております事前に資料要求の通告があっております。
執行部にお尋ねいたしますが、本書のとおり資料は提出できますでしょうか。

○　財政課長
　各課にまたがっておりますので、私の方から一括して答弁させていただきます。
ただいま資料要求のありました分につきましては、すべて提出できます。

○　委員長
　ただいま、執行部が提出できるとの答弁でございますので、そのように資料を要求することに、ご異議ございませんか。
（　異議なし　）
異議なしと認めます。
よって、資料の要求をお願いいたします。
ただいま要求されました資料が準備ができておりますので、事務局に配付をいたさせます。
（　資料配付　）
それでは、まず最初に、予算全般に対する執行部の補足説明をお願いいたします。

○　財政課長
　お配りしております「平成１８年度一般会計・特別会計予算資料」をお願いいたします。
よろしいでしょうか。
１ページをお願いいたします。
各会計ごとに、前年度との比較をいたしております。
内容の説明は省略させていただきます。
２ページをお願いいたします。
この表は、一般会計と特別会計との間で繰出金、繰入金として重複計上されているものがありますので、その分を差し引いた純計表でございます。
下から２段目に記載いたしてますように、重複分の総額は５２億１４８万６千円となっており、実質の一般会計、特別会計の予算総額は１，２００億４，２６１万７千円となっております。
３ページをお願いいたします。
この表は、一般会計の歳入を款別に１７年度の１市４町の当初予算合計額と比較したものでございます。
まず、総額の比較でございますが、前年度と比較して、８０億１，２２５万７千円、１５％の増となっております。
その増減の主なものといたしまして、地方譲与税が三位一体改革の税源移譲によります所得譲与税の増等で約３億９，７００万円、３８．８％の増となっております。
地方交付税は、旧４町分の生活保護費の密度補正などの増によりまして１２億９，４００万円、９．８％の増となっております。
分担金及び負担金は、特別会計からの退職手当負担金の減、合併協議によります保育料の見直しによる減、養護老人ホームの特別会計への移行によります関連負担金の減などによりまして、５億３，０００万円、４０．７％の減となっております。

使用料及び手数料は、旧飯塚市の指定ごみ袋売り払い収入を旧飯塚市では財産収入で計上いたしておりましたが、手数料に移し替えたことなどにより、１億１，６００万円、８．６％の増となっております。
国庫支出金は、旧４町分の生活保護費負担金の増等によりまして、２２億６，０００万円、２５．９％の増、県支出金は、流域下水道事業委託金の増等によりまして、９億８，５００万円、４６％の増となっております。
財産収入は、先ほど説明いたしましたように、旧飯塚市の指定ごみ袋売り払い収入を財産収入から手数料に移し替えましたことにより、２億６，５００万円、３７．６％の減となっております。
寄付金は、旧筑穂町の土地開発公社からの寄付１億４，０００万円の減によるものでございます。
繰入金は、財政調整基金、減債基金の増等によりまして、１３億４，１００万円、３３．９％の増となっております。
繰越金は、存置科目のみの計上としておりますことから減額となっております。
諸収入は、中小企業資金融資預託金元利収入の減、旧穂波町での給食費の特別会計への移行等によりまして、約４億円、２２．５％の減となっております。
市債は、地域振興基金の財源として借り入れます３８億円の増などによりまして、３１億３，１００万円、７３．７％の増となっております。
４ページをお願いいたします。
この表は、歳入を一般財源と特定財源に区分したものでございます。
一般財源総額は、３８１億４，６３１万２千円、６２．１％、特定財源は、２３２億６，２６８万８千円、３７．９％となっております。
５ページをお願いいたします。
この表は、歳出を款別に１７年度の１市４町の当初予算額と比較したものでございます。
総務費の３７億２，０００万円の増は、主に地域振興基金の積立金によるものでございます。
民生費の５１億１，４００万円の増は、新たに計上することとなります旧４町分の生活保護費の増、児童扶養手当、児童手当の増等によるものでございます。
衛生費の４億１，７００万円の減は、旧穂波町の老人保健特別会計繰出金、これを民生費へ移行したことや、し尿収集の一部移管による関連経費の減などによるものでございます。
労働費の減は、特定地域開発就労事業の事業費の減によるものです。
農林水産業費の増は、高田松ケ井井堰改修工事、石丸堰修繕工事、相田西河内ため池整備事業等の実施などによるものでございます。
商工費の減の主なものは、中小企業資金融資預託金の減によるものでございます。
土木費の３億９，９００万円の減は、主に住宅建設事業及び道路の新設改良事業の事業費の減によるものです。
消防費の増は、主に飯塚地区消防組合負担金１億５，６００万円の増によるものです。
教育費の２億５，３００万円の増は、二瀬中学校大規模改造事業等の実施によるものでございます。
諸支出金の減は、主に、公共施設整備基金積立金２億１，０００万円の減、土地取得費の総務費への計上変更等によるものでございます。
６ページをお願いいたします。
この表は、歳出予算を款別、節別に区分したものでございます。
説明は、省略させていただきます。
７ページをお願いいたします。
この表は、歳出を性質別に比較したものでございます。

人件費の減は、退職不補充によります減、学校給食事業及び養護老人ホーム運営事業の特別会計への移行によります、当該人件費の減等によるものです。
物件費の増は、文化会館の指定管理者制度によります事業団への補助金を委託料に変わることにより増したもの、また合併によります電算経費の増、ごみ収集委託の追加、合併に伴います図書館システム、税評価システムなどの新たに入れますシステム開発などの増、学校間ネットワーク管理委託料等の増によるものでございます。
扶助費の増は、旧４町の生活扶助費及び児童扶養手当の増などによるものでございます。
補助費の減は、旧４町の介護保険事業の広域連合から繰出金へ、特別会計への繰出金への組み替え、教育文化事業団の指定管理者になることにより、補助金から委託料への組み替えなどによるものでございます。
積立金の増は、地域振興基金が主なものでございます。
貸付金の減は、主に中小企業融資預託金の減によるものでございます。
繰出金の増は、介護保険の旧４町分の補助費からの組み替え、また介護保険の赤字分の繰出、学校給食事業、養護老人ホーム運営事業の特別会計の新設などによるものでございます。
普通建設事業の減は、公営住宅事業建替事業の減、庄内中学校給食施設整備事業の減などによるものでございます。
失業対策事業の減は、特定地域開発就労事業の減によるものでございます。
８ページをお願いいたします。
歳出を、款別、性質別に区分したものでございます。
説明は、省略させていただきます。
９ページをお願いいたします。
予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。
その中の主なものについて説明いたします。
先ず、歳入でございますが、市税の市民税は、１８年度の税制改正の影響額を見込み５２億５７６万９千円を計上いたしております。
固定資産税につきましては、１８年度が評価替えの年度となっておりますので、家屋および土地の評価減などを見込み５８億５，３９６万円を計上いたしております。
市たばこ税は、７月１日の税率改正の影響を見込み１１億５，５２０万４千円を計上いたしております。
地方譲与税の所得譲与税は、三位一体改革の税源移譲によります増を見込み８億５，７１５万７千円を計上いたしております。
地方消費税交付金は、地財計画の伸び率などを参考に計上いたしております。
地方交付税につきましては、生活保護の密度補正の増、合併補正による増等を見込み、普通交付税で１２６億５千万円、特別交付税１８億円を計上いたしております。
分担金・負担金の保育所運営費負担金は合併協議により徴収基準の約８０％の負担金ということで５億９，９２７万７千円を計上いたしております。
使用料・手数料で、合併協議によりまして、住民票の写し等の手数料の単価を２００円、家庭の可燃ごみ大５０円に統一して計上いたしております。
国庫支出金の生活保護費負担金は、扶助費の４分の３の６９億４，１３８万５千円を計上いたしております。
１０ページをお願いいたします。
まちづくり交付金は、旧伊藤伝右衛門邸関連事業に対するものでございます。
県支出金の市町村合併特例交付金は、合併年度から５年間交付されるもので、合併関連経費に充当いたしております。
繰入金は、財政調整基金４７億円、減債基金５億円を計上いたしております。

諸収入の自治宝くじ助成金は、旧伊藤伝右衛門邸修復事業に対するものでございます。
児童クラブ利用料は、合併協議によりまして一般世帯の月額単価を３，０００円に統一して計上いたしております。
市債では、合併特例債を活用した地域振興基金、公営住宅建設事業債、臨時財政対策債などを計上いたしております。
次に、歳出でございますが、総務費のところに記載いたしておりますように、人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして１０３億１，１１８万１千円を計上いたしております。
なお、特別職につきましては、条例議案も提出させていただいておりますが、市長１０％、助役、教育長５％を削減して計上いたしております。
１１ページをお願いいたします。
文書広報費の市報でございますが、月１回のフルカラーで発行するようにしております。
市誌編さん業務委託につきましては、２１年度までの債務負担を設定して取り組むようにいたしております。
企画費の総合計画につきましては、１９年度にかけて策定するようにしており、支援業務委託料を計上いたしております。
高校生海外派遣事業につきましては、高校生１０名、随行２名で５２５万円を計上いたしております。
留学生等住宅整備工事は、まちづくり交付金を活用いたしまして、相田清水谷県営住宅の譲渡を受けまして１６戸整備するものでございます。
地域振興費の新産業創造推進支援事業費は、総額３，５０２万６千円で、ベンチャー企業への支援経費や新技術・新製品開発補助金等の経費を計上いたしております。
目尾地区工業団地敷造成工事調査設計委託料は、目尾地域振興計画地域内の「本市浮揚・発展のため活用できる用地」に工業団地を造成するため設計委託するものでございます。
１２ページをお願いいたします。
地域振興基金は、別途設置条例案を提案させていただいておりますが、合併特例債を活用いたしまして４０億円を造成しようとするものでございます。
人権同和推進費で、隣保館、人権啓発センターなどの管理運営費、団体補助金等を計上いたしております。
男女共同参画推進事業で男女共同参画プランの策定経費とその基礎資料となります市民意識調査の委託料を計上いたしております。
なお、併せて、男女共同参画推進条例の策定も取り組むようにいたしております。
国民保護費で、国民保護計画を策定するため委員報酬等の経費を計上いたしております。
合併対策費で、旧４町の消防団の法被購入や、各施設の看板の修正等の経費を計上いたしております。
賦課徴収の土地評価システム開発委託料は、２１年度の評価替えに合わせましてシステムを整備するものでございます。
民生費の社会福祉協議会交付金は２，５００万円を計上いたしております。
高齢者福祉費の長寿祝い金は、７０歳以上、一人５，０００円の総額１億２，０９８万５千円を計上いたしております。
１３ページをお願いいたします。
敬老会補助金は、敬老会を実施する自治会等の８０歳以上を対象に一人当たり１万円を補助するものでございます。
シルバー人材センター補助金は、合併によります国庫補助金の暫定補助基準額の２，３９０万円を計上いたしております。

障がい者福祉費の障がい者保健福祉計画策定関連経費につきましては、委員報酬、策定委託料、実態調査委託料等の６２３万７千円を計上いたしております。
障がい者福祉事業につきましては、１０月より支援費制度から自立支援制度に移行いたしますので、介護給付費等関連経費を計上いたしております。
１４ページをお願いいたします。
児童措置費の乳幼児健康支援一時預かり事業は、旧飯塚地区で実施しておりましたが、対象を全市域に拡大するようにいたしております。
私立保育所運営費につきましては、市内１６ヶ所分１３億５，０５５万４千円を計上いたしております。
児童手当給付費につきましては、今までは小学校３年修了まででございましたが、本年度から小学校修了前まで拡大され、所得制限も緩和されております。
児童扶養手当給付費につきましては、今まで県の福祉事務所が支出しておりました旧４町分を合わせまして計上いたしております。
保育所費につきましては、１５ヶ所の保育所等の経費を計上いたしております。
青少年対策費の次世代育成支援行動計画策定委託料は、旧１市４町それぞれ計画を策定いたしておりましたが、新市になりましたことから新市の計画として新たに策定しようとするものであります。
児童クラブ運営費は、２１ヶ所分の１億７，２７０万６千円を計上いたしております。
蓮台寺児童館改築事業は、県の補助を受けまして、現在の鎮西公民館横の児童館を蓮台寺小学校敷地内に建設しようとするものでございます。
生活保護の扶助費につきましては、旧４町分も合わせまして９２億７，３２８万円を計上いたしております。
保護の状況は１７年度末で、被保護人員５，９９１人、保護率４４．９パーミルとなっております。
１５ページをお願いいたします。
衛生費で飯塚市・桂川町衛生施設組合負担金８億３，５２３万９千円、ふくおか県央環境施設組合負担金５億４，３８７万７千円を計上いたしております。
環境対策費の電動生ごみ処理機等購入費補助金につきましては、電動分を４１９基、コンポストを８８基分を計上いたしております。
浄化槽設置費補助金につきましては、２４８基分を計上いたしております。
飯塚の清掃工場費につきましては、運転管理、点検整備委託料、燃料、光熱水費などを含めまして５億４，８７１万５千円を計上いたしております。
１６ページをお願いいたします。
労働費の特定地域開発就労事業は、就労者１６３人で１０ヶ所の工事を行うようにしており、総額で１２億５，１６５万円を計上いたしております。
農業施設費の石丸堰、佐与堰修繕工事は、かんがい基金を充当して実施するものでございます。
徳前碇川サイホン改修基本設計委託料は、浸水対策の一環として取り組むものでございます。
１７ページをお願いいたします。
土地改良事業につきましては、上穂波東地区、古屋敷地区、鹿毛馬地区等の経費を計上いたしております。
国土調査につきましては、現在、頴田地区で実施しておりますが、平成２１年度で終了する予定でございます。
商工費の飯塚地域自動車産業参入推進事業は、地場企業の自動車産業への参入促進のために支援するものでございます。
赤字バス路線維持のため、小竹天道線、八木山線の負担金を計上いたしております。

中小企業資金融資預託金でございますが、この預託金は年度当初、金融機関に預託し、年度末に返還されるものでございます。
商工会事業費補助金は、４商工会分２，４１９万８千円を計上いたしております。
１８ページをお願いいたします。
土木費の道路橋りょう費で小峠・東光線道路改良事業費等、また、県営事業費負担金といたしまして飯塚穂波線等を計上いたしております。
都市計画基礎調査委託料は、県からの委託で実施するものでございますが、本市の都市計画マスタープランの基礎資料となりますことから筑穂地域全域も含めた調査を行おうとするものでございます。
街路事業の新飯塚駅前広場整備事業は、平成１２年度から取り組んでおりますが本年度で完了予定であります。
１９ページをお願いいたします。
水害対策の一環として取り組んでおります芳雄橋、飯塚橋の架け替え事業の県負担金を計上いたしております。
また、鯰田中線道路改良工事の県負担金を計上いたしております。
明星寺川流域下水道県受託事業につきましては、平成１７年度までは、飯塚市、穂波町の事業として取り組んでおりましたが、１８年度からは県の流域下水道事業となっております。
この事業につきましては、市が県より委託を受けまして実施するようにいたしております。
住宅建設事業につきましては、合併前の各団体の計画で取り組んでおりますが、松本公営住宅、弁分公営住宅、長楽寺公営住宅、大坪公営住宅などの経費を計上いたしております。
また、今後の公営住宅の建替えや維持の方法について検討するため、ストック総合活用計画策定委託料を計上いたしております。
消防費で飯塚地区消防組合負担金１６億２，５７５万６千円を計上いたしておりますが、１７年度までは交付税の常備消防費の算入額の飯塚市は１００％、山田市は９５％、郡部は７１％で算出した額を負担しておりましたが、１８年度からは、飯塚市、嘉麻市とも１００％での負担となっております。
地域防災計画につきましては、１８年から１９年度にかけまして策定するようにしております。本年度は基礎調査委託料を計上いたしております。
２０ページをお願いいたします。
自主防災組織育成コミュニティ助成金は、宝くじ助成金を受けまして片島地区のモデル事業に助成しようとするものでございます。
教育費の小中学校間ネットワーク管理委託料は、市内３４校のネットワークの管理委託をするもので、２２年度までの債務負担行為を併せて計上させていただいております。
小学校管理費で、頴田地区の構造改革特区の関連経費を計上いたしております。
飯塚地区のストーブ整備事業は、飯塚地区で２年生以上が未整備となっておりますので年次計画で整備しようとするものでございます。
中学生海外派遣事業費は、８月に生徒５０人を対象に実施するものでございます。
中学校建設費で、二瀬中学校の大規模改造事業費を計上いたしております。
２１ページをお願いいたします。
公民館費で、穂波地区で実施しております「子どもマナビ塾」は、県の委託事業によるものでございます。
文化財保護費の旧伊藤伝右衛門邸整備事業は、まちづくり交付金及び宝くじ助成金を活用して実施するもので、２億６，１４９万３千円を計上いたしております。
鹿毛馬神籠石公園整備事業費は、国の補助事業で年次的に取り組んでおりますが、本年度は１億２，８２３万１千円を計上いたしております。

２２ページをお願いいたします。
公債費では、償還元金６０億３，２５３万９千円、利子１１億６，８６８万２千円を計上いたしております。
予備費は、６，０００万円を計上いたしております。
次に繰越明許費は、弁分ならびに大坪公営住宅建設事業につきまして、事業採択を１８年度で受けておりますが、工期の都合で年度内の完了が見込めませんので設定するものでございます。
債務負担行為につきましては、委託料８件、借上げ料２３件などの合計で３５件につきまして、債務が後年度にまたがりますことから設定するものでございます。
続きまして２９ページをお願いいたします。
この表は地方税の総括表でございます。
１４年度から１７年度までの１市４町の合計額で、１６年度までは決算額、１７年度は決算見込額、１８年度は予算額を税目ごとに、それぞれ調定額、収入済額、徴収率を記載いたしております。
個人市民税につきましては、税制改正の影響で１７年度決算見込み額から５．８％の増の４１億８，１５８万３千円を計上いたしております。
法人税につきましては、国レベルでは増収傾向にありますが、本市では１７年度見込みと比較いたしまして２．６％の減の１０億２，４１８万６千円を計上いたしております。
固定資産の純資産は、先ほども申しましたように１８年度が評価替えとなっておりますので、５．６％減の５７億９，２９４万２千円を計上いたしております。
軽自動車税は、増加傾向にありまして、５．６％の増の２億２，１５６万１千円を計上いたしております。
市たばこ税につきましては、消費本数は減少傾向でありますが、７月１日の税率改正の影響を見込みまして、３．３％増の１１億５，５２０万４千円を計上いたしております。
３０ページから３２ページにかけまして、市民税および固定資産税の積算内訳を記載いたしております。
内容の説明は省略させていただきます。
３３ページをお願いいたします。
この表は、投資的経費を款別に、予算額、財源内訳を記載いたしております。
内容の説明は省略させていただきます。
３５ページをお願いいたします。
この表は、公有財産購入費を項目ごとに事業名、所在地、地積、節の金額を記載いたしたしております。
内容の説明は省略させていただきます。
３７ページをお願いいたします。
この表は、補償、補填および賠償金を項目ごとに事業名、所在地、補償物件および名称、節の金額を記載いたしたものです。
内容の説明は省略させていただきます。
４０ページをお願いいたします。
この表は基金ごとに合併時点の額、１７年度末見込額、１８年度末見込額を記載いたしたものです。
積立金のうち財政調整基金の１７年度末は４８億５，６２０万８千円となっておりますが、１８年度の４７億円の取り崩しで、１８年度末は１億５，９４４万１千円の見込みとなっております。
なお、１７年度の決算で剰余金が発生した場合は、２分の１は積み立てることとしておりますので、若干の増加は見込めるようになっております。

減債基金につきましては、１８年度の５億円の取り崩しで、年度末は８億４，１１１万１千円の見込みでございます。
地域振興基金は、果実運用型の基金として本年度４０億円積み立てるようにしております。
この中段の一般会計の積立金の合計の１８年度見込み額は、８４億３，７４７万８千円でありますが、財源調整に活用できる基金は、財政調整基金と減債基金の２つの基金しかありません。
減債基金につきましては、一部、旧飯塚市が、平成１５年度の７・１９災害の災害対策の資金として借り入れました県の振興基金の分などもありますので、それを除くと約５億円程度になる見込みであります。
ここ数年、財源不足を基金の取り崩しで、対応してきた状態でありますので、その基金も底をついた状況となっております。
そういうことで年間５０億円を超す財源不足となるというような状況になっておりますので、早急な行革の取り組みが必要となってきております。
以上で、説明を終わります。
なお、予算資料の中で１３ページで敬老補助金一人あたり１万円ということでしておりましたけど、千円の間違いですので修正させていただきます。
以上で説明を終わります。

○　委員長

　ただいまの補足説明終わりましたが、それぞれの資料に対する質疑は各款ごとの中での質疑で行っていただきたいと思っております。
それでは早速質疑に入ります。
まず最初に第１款　議会費から第２款　総務費、ページ数５２ページから８９ページまでを議題といたします。
　まず最初に通告一覧表に従いまして、質疑をさせていただきます。
まず最初に、岩本委員の質疑を許します。

○　岩本委員

　おはようございます。
茜会を代表いたしまして、一般会計の質問をさせていただきます。
何せ私この一般会計予算書をいただきまして、初めての飯塚市の予算でございますし、予算そのものは款項目節という旧町の予算編成でございますけども、文言だとか内容、そういう意味では非常に理解に苦しんだということで、ある意味では課長さんとか、部長さんにお尋ねすればよかったかなという気はいたしておりますが、その時間もありませんでしたので、一般会計についての通告の形で、質問させていただきます。
まずレジュメに書いてありますように、私は５７ページにございます１９節、負担金補助及び交付金で下のほうに「土地開発公社補助金」１，３１３万９千円とあります。
この内容ですね。
市が土地開発公社に補助金を出すというのは旧筑穂町の場合は、土地開発公社が非常に財政豊かでございまして、借入金ゼロというふうな経営内容でございましたが、この目的ですね、この補助金、これは人件費なのか、それとも土地を買うための補助金なのか、その辺、それから仮に人件費であれば、何名の職員がどういう配置でどういうふうな市と開発公社の負担金割合、この辺がどうなっているのか、この辺のご説明をお願いいたします。
以上です。

○　国県道対策室主幹

　土地開発公社補助金の使用目的は何かということでございますが、平成１８年度土地開発公社の事務費予算は支出で３，２６２万円、収入は事業収益等１，９４８万１千円であります。
不足分１，３１３万９千円を市からの補助金で賄っております。

なお、支出３，２６０万円のうち人件費が３，０１７万２千円であり、人件費の占める割合は９２．５％となっております。
したがいまして、土地開発公社補助金は大半を人件費に充てておるという状況でございます。
また、土地開発公社の組織でございますけれども、職員５名です。
理事長、事務局長、係長３名と嘱託職員１名、臨時職員１名、合計７名でございまして、職員５名は国県道対策室と兼務をいたしております。
なお、負担割合でございますけれども、理事長いわゆる次長クラスでございますが、それと事務局長、課長クラスですが、だいたい３０％でございます。
それから係長が５０％、嘱託職員が５０％の負担ということでなっております。
以上でございます。

○　岩本委員

　そうしますとこの土地開発公社というのは、例えば不動産取得した場合の売買ですね、こういう事業はこの土地開発公社でほとんどされてないと、あくまでも維持管理ですね、そういうふうなあれでこの１，３１３万９千円は人件費で毎年市から応分の負担をいただいているとこういうふうに解釈したらよろしゅうございましょうか。

○　国県道対策室主幹

　先ほど言いました事業収益の１，９４８万１千円の主なものといたしましては、今年度旧伊藤伝右衛門邸の事務費７５１万９千円、それから筑豊横断道路事務費１，０５４万２千円が主なものでございまして、開発公社の職員は一応土地買収等そういった業務にもかかわっております。

○　委員長

　次に、川上委員に発言を許します。

○　川上委員

　おはようございます。
日本共産党の川上です。
続きまして土地開発公社補助金についてうかがいます。
宮崎県の土地開発公社、先日報道で解散する方向を打ち出したということです。
本市の土地開発公社、今仕事があると思うんですけれども、先ほど言われた伊藤邸の問題、それから筑豊横断道路のこと以外にどういう対象事業があるか、お答えください。

○　国県道対策室主幹

　土地開発公社の業務につきましては、先ほど言いましたように、土地の取得等を主な業務でやっておりますが、旧伊藤伝右衛門邸それからパークタウン潤野公園それから津島工業団地１号線、上三緒川島４号線、それから柏の森忠隈線、そういった業務を行っております。

○　川上委員

　もう少しあるんじゃないですか。

○　国県道対策室主幹

　既に事業を終了したものもございますけれども、１２件ほどございまして大日寺地区排水路敷、それから笠置ダム公園敷、神の前公園敷、ちょっと重複しますが、伏原１号線道路敷、平原古賀浦線、目尾地域開発事業敷、パークタウン潤野公園敷、新飯塚駅周辺環境整備敷、新飯塚駅前広場敷、旧伊藤伝右衛門邸敷、一般国道２０１号道路敷、５億円分と２億円分の２件、合計１２件でございます。

○　川上委員

　事業が済んでいるのに、土地開発公社が抱えているところがあるんですね。
これは飯塚市が買い戻しをしてないからでしょう。
飯塚市が買い戻しをすれば人件費補助金出す必要がなかったかもしれませんね。

それで飯塚市はなぜ買戻しができないのかね、ここ問題だと思うんですよ。
それで必要なものが必要な時期に適正に行われるために土地を取るんでしょうけれども、今後不要不急そういうものに、そういうものを土地開発公社に買わせるということがないように気をつけていただきたいと思います。
これは指摘に留めます。

○　委員長

次に明石委員に発言を許します。

○　明石委員

竹柏会の明石です。
修繕料に関連して、合併に伴い公用車、特に首長等の公用車があったと思われますが、それの整理はどうされたのか、ご質問します。

○　管財課長

お答えいたします。
首長車等の黒塗りの車両につきましては、合併前１市４町で８台ございました。
合併後は市長車、議会車、それから連絡車３台の計５台を現在使用いたしております。
残る３台につきましては、年式が平成４年、３年、元年と１５年以上経ってる分が多くございまして走行距離が１０万キロ以上ということで処分を考えております。
以上です。

○　明石委員

そうするとこれまだ３台は処分はされてないということですよね。

○　管財課長

はい、今のところまだ処分はいたしておりません。

○　明石委員

これは６０ページの修繕料でいいんですかね、この項目は。

○　管財課長

いえ、売却をいたしたいと考えておりますので、この収益につきましては、４５ページの財産売払収入の方でもし売れればそちらの方の収入になります。

○　明石委員

売れるんですか。

○　管財課長

実際古うございまして、一応売れるような状態で見積もりを取りましたけど、あまりほとんど値が付かないような状態でございますが、一応不用品の決定を行っておりますので、入札等かけまして高く売りたいと考えております。

○　明石委員

わかりました。
質問を終わります。

○　委員長

次に川上委員に発言を許します。

○　川上委員

６４ページ、企画費の中に総合計画審議会委員報酬というのがありますが、そのうち総合計画審議会について、いくつかお尋ねします。
総合計画審議会委員はどういう構成メンバー予定かお尋ねします。

○　総合政策課長

審議会規則で１つに学識経験を有するもの、２つ目に公共的団体において推薦されたもの、３つ目に市内に住所または事業所に勤務するもの、４番目に市内の大学に在籍するもの、以上

でございます。
○　川上委員
　策定のスケジュールはどうなってますか。
○　総合政策課長
　スケジュールでございます。
総合計画の策定につきましては、平成１８年度、１９年度にかけて策定を行い、２０年度からの計画スタートをする予定でございます。
しかしながら、今回の代表質問で早急な計画策定が必要とのご意見や十分な準備の上での策定が大切など、貴重なご意見をいただいております。
スケジュールにつきましては、手続きを踏みながらも少しでも早く作業を進めることを視野におき、現在課内で検討を行っておるところでございます。
以上でございます。
○　川上委員
　ここのところで予算書で見えるのは、総合計画に関するのでは１７万７千円とその下の総合計画策定市民部会記念品料３４万８千円というのがありますね。
この市民部会記念品料というのは何ですか。
○　総合政策課長
　総合計画を策定する過程におきまして、市民の皆さんのご意見等を聞く機会を考えていきたいというふうに考えております。
その機会に集まっていただく市民の方への記念品料というふうに考えております。
○　川上委員
　記念品は何を想定されているんですか。
○　総合政策課長
　具体的にはまだ検討いたしておりません。
○　川上委員
　そんなはずないでしょう。
３４万８千円という数字が上がってるんですから、じゃあ３４万８千円の算定の根拠、算出の根拠を聞きましょう。
○　総合政策課長
　今、考えておりますのが内容までは考えておりませんが、一般の方、大学生の方、中学生の方等々でお一人３千円の金額を考えております。
あ、失礼いたしました。
今候補としては図書券が課内での候補になっております。
○　川上委員
　そのちょっと答弁おかしいんじゃないですか。
最初何て答弁されましたか。
決まってませんでしたでしょ。
何ですか、１分もしないうちに図書券ですか。
ちょっときちんと答弁してください。
○　総合政策課長
　今、私ども内部ではその候補として図書券の候補をあげておる状況でございます。
○　川上委員
　委員長、新しい飯塚市が発足して最初の当初予算の特別委員会です。
予算特別委員会です。
議会の質問に対してですね、きちんと答えようという意思があるのか、ないのかね、大変疑問

に思うわけです。
改めて簡潔な答弁を求めるというのは当たり前ですけれども、ちょっと言葉がなかなか見つかりませんけれども、ごまかし、ごまかされてると思うような答弁は容認できないと思うんですが、ちょっと指摘をしていただけませんか。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　１０：５８
再　開　　１１：０８

委員会を再開いたします。

○　企画調整部長

先ほどは、大変失礼いたしました。
総合計画策定市民部会記念品料の内容につきましては、今から内部の方で検討していきますので、よろしくお願いいたします。

○　川上委員

それで予算書には、総合計画については、この１７万７千円と３４万８千円と同じページの下から３行目にですね、策定支援業務委託料というのがあります。
これ委託料ですからトータルでいくらというわけにはいきませんけれども、先ほどスケジュールを早めたいだとか、言われてましたが、総額でこの総合計画つくるのにどれぐらいかけるつもりなのか、お尋ねします。

○　総合政策課長

質問者にちょっと確認させてください。
現予算のことでございますでしょうか。
ちょっと聞き取りにくかったんですが。

○　委員長

すみません、川上委員、もう一度お願いいたします。

○　川上委員

総合計画、一定のスケジュールで毎年毎年お金出していくわけでしょう、今年度から。
来年も使うかもしれない、再来年も使うかもしれないわけでしょ。
それぞれに総合計画関連費用が出てくるでしょう。
その合計。
いくらぐらいをイメージしてるんですか、お尋ねします。

○　総合政策課長

総合計画策定に関する費用につきましては、計画では今年１８年度と１９年度の２カ年の計画でございます。
経費につきましては、全体予算的に１，２００万円ほどを考えております。

○　川上委員

私はその程度でできるかどうかわからないと思います。
あなた方の段取りでいけばですね。
それでこの新市建設計画、形の上では立派なのがあるわけですよ。
私はこの中身には反対しました。
日本共産党反対です。
なぜかというとこの中には住民犠牲だとか、行財政改革が太く貫かれてるからです。
それはさておきですね、あなた方の立場にとってはこういうのがあるわけですよ。
これがベースになって総合計画つくるということも合併協議の過程で決まってるわけですね。

それなのにどうしてこんなに多額の費用がかかるんですか。
お尋ねします。
○　総合政策課長
　確かに、合併前の新市建設計画につきましては、今度の新総合計画のベースに引き継いでいく予定でございますが、新市になりまして行革問題、そしてまた市長のマニフェスト、そしてまた市民の方のご意見等々を承りたいと、そういう作業手順も踏みながら市民参画の中で総合計画をつくっていきたいというふうに考えております。
その経費の中には印刷費等々も含まっておる経費でございます。
以上でございます。
○　川上委員
　いずれにしても総合計画は、早くつくるとか遅くつくるとか、あるかもしれませんけど、住民の声を十分に聞いてつくるのが大事だと思うんですよ。
この新市建設計画はまともに住民の意見を聞かないでつくってきたわけでしょ、そうでしょ。
あっという間につくったじゃないですか。
だからよく住民の声を聞いて、市民の今の現状、これからの夢とか希望とか、そういうことも聞きながら考えないといけないんだけど、これは要望ですけれども、総合計画最終確定には議会の議決が必要とするようにできませんか。
条例をつくればいいんですが、議会の側の問題ですね。
福岡市議会はですね、条例作って議決事項にしてますよ。
この問題の質問を終わります。
（発言するものあり）
○　委員長
　ちょっと待ってください。
（発言するものあり）関連で。
議事進行で言ってください。
進め方についてですか。
（発言するものあり）あとで機会を全部設けますので。
（発言するものあり）暫時休憩いたします。
休　憩　１１：１４
再　開　１１：１９

　委員会を再開いたします。
次に後藤委員に発言を許します。
○　後藤委員
　ページ数６４ページの企画費の高校生海外派遣事業委託料についてお聞きします。
この事業を旧飯塚市で取り組んだいきさつ、この事業を行う目的、高校生、随行者、派遣人数は何名か、それぞれの個人負担の割合はいくらかをお答えください。
○　総合政策課長
　　高校生海外派遣事業について、お答えいたします。
これからの飯塚市の明日を担う人づくりということを目的に、平成１３年度に旧飯塚市でスタートさせた事業でございます。
１０名の市内居住の高校生を広く募りまして、今年は７月２５日から７月３１日までアメリカ合衆国の方へ派遣を計画をいたしております。
高校生１０名のほかに、随行２名、総合政策課の職員が随行いたします。
費用につきましては、約でございますが、一人４０万円程度。

高校生につきましては、個人負担３０％、残りが市の負担でございます。
職員につきましては、出張ということで公費で行きます。
以上でございます。
○　後藤委員
　わかりました。
この点は、後でまた関連で聞かせていただきます。
○　委員長
　　次に岩本委員に発言を許します。
○　岩本委員
　お手元にあれしておりますページ６５ページ、私は企画費の中で、ただならぬ資源委託料という節がございます。
別紙の資料では委託料は２７０万円というふうに組まれておりますが、私は金額については問いません。
その前に委員長に、ご了解願いたいんですが、このただならぬという普通我々聞きなれないこの意味、だからこの語源ですね、こういうふうなあれで事前に資料要求はしておりませんでしたけれども、もしよろしければ執行部の方で、事前の資料があれば「ただならぬ」という文言と言いますか、語源、この辺の資料を配付の許可をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。
○　委員長
　おはかりいたします。
ただいま、語源に対する資料要求があっておりますが、これに対しては説明なり資料提出ができますか。
○　庄内支所地域振興課長
　資料の準備は、提出はできます。
○　委員長
　おはかりいたします。
ただいまの資料要求をすることにご異議ございませんか。
（　異議なし　）
異議なしと認めます。
よって資料の提出を求めます。
（　資料配付　）
○　岩本委員
　今、時間をとりまして申し訳ありませんでした。
今お手元に執行部の方から、このただならぬ地域資源づくりの事業委託料という内容について、ただならぬとはこの語源、文言、これについては、これに書いてありますので、あとで見ていただければとかように思います。
そこで私は質問したいのは、この事業の目的ですね、今後の計画、併せて今後新市においてどういうふうなネットワークまたやろうとされておるのか、この辺のご説明を求めます。
○　庄内支所地域振興課長
　失礼いたします。
それではただいまご質問にあります「ただならぬ地域資源づくり事業」とはということでご説明をさせていただきます。
今お手元に参考資料として「個性ある地域づくり推進計画」というのをコピーですが、お渡ししております。
それで語源に「ただならぬ」という部分につきましては、３ページないし４ページの方でその

ただならぬという表現をしておりますので、その辺はご一読をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、旧庄内町では個性ある地域づくりを実現するため福岡県の支援のもと、平成１５年度に地域づくり講演会を開催しまして住民意識の啓発を行い、平成１６年度に庄内町地域づくり事業により地域づくり委員会を発足させ、庄内町個性ある地域づくり推進計画を策定いたしました。
それが今お手元にお配りしている分でございます。
この地域づくり推進計画に基づきまして平成１７年度は地域づくり実践事業を実施しております。
内容としましては「道の駅」の民間版である「まちの駅」の社会実験や地域資源の掘り起こし等の実施をしております。
それで地域活性化会の機運が高まってきておりまして、１８年度も引き続きこの事業をすすめていきたいということでただならぬ地域づくりプロジェクトということで取り組むようにしております。
それで予算化をさせていただいております。
それとただならぬというネーミングでございますが、内容につきましては、ご一読をしていただくということでお話はいたしましたが、大まかに申しまして庄内地区に点在するメタセコイヤという木がございますが、成長が著しいこの木は目標に向かってまっすぐ大きく成長するというイメージがございます。
そういうものをイメージしまして、ただならぬ地域づくりと成長する町民の姿に重ねましてこういうネーミングをしております。
それと事業の内容に、本年度の事業としましては通学路対策、それから犬の糞公害からごみ問題への変化を形成していきたい。
それと景観上の対策、それと新しい地域資源の掘り起こし等をやっていきたいと思ってます。
それと昨年から「まちの駅」を社会実験しておりますが、「まちの駅」の活用後の拡充を図られればというふうに思っております。
まだ実際的な活動的には、成果的にはまだ見えておりませんが、合併いたしまして、今後全市的にこういう広がりをどうつなげていくか、ネットワーク化を図っていくかというのが課題であろうかと思います。
それでまずは旧庄内町で実践しておりますものを継続しまして全市的なつながりに持っていきたいというふうな考えをもっておりますんで、よろしくお願いします。
以上でございます。

○　岩本委員

今説明聞きますと、あくまでもソフト事業であるということははっきりしてますね。
それでご存知のように今年度で予算化されております伊藤伝右衛門、飯塚市も本格的に観光事業に取り組もうという中で、やはりこれだけの委託料２７０万円と、私は金額は問いませんと申し上げましたが、そのハード・ソフトを含めて飯塚市との連携、この辺のお考えはございますか。

○　庄内支所地域振興課長

これはまだ旧庄内におきまして資源地域への観光資源、それから地域の特色等の掘り起こしを十分今からやっていかなければならないと思っております。
それで今言われますように全町的には当然広げていかなければいけないし、全町的なネットワーク化ができればいいなと思っておりますんで、最終的には商工会議所・商工会・観光会等々のご協力、それと関係各課の協力が今後連携していく部分があろうかと思っております。

○　岩本委員

今後飯塚市とも連携を保ちながら十分このソフト事業を生かしていくということでございます。
よろしくお願いします。
以上で質問を終わります。
○　委員長
次に川上委員に発言を許します。
○ 川上委員
６５ページの企画費、筑豊横断道路建設促進期成会負担金等についてお尋ねします。
まず、この筑豊横断道路というのは国道２０１号バイパスのことなんですが、この進捗状況をお尋ねします。
○ 国県道対策室主幹
進捗状況ということでございます。
２０１号バイパスの進捗状況につきましては、八木山バイパスの延長であります飯塚・庄内・田川バイパス９．７ｋｍについてご説明いたします。
飯塚・庄内・田川バイパスは、現在、鶴三緒橋左岸までの間２．８ｋｍが暫定２車線にて平成１５年から供用開始されております。
平成１８年度には、県道口原稲築線まで延長される予定となっております。
これが延長されますと、飯塚・庄内・田川バイパス９．７ｋｍのうち６４％の６．２ｋｍが部分暫定ではありますが、通行できることになります。
また、旧庄内町有安から田川市弓削田３．５ｋｍにつきましては、主要部分であります烏尾トンネル、仮称でございますけれども、工事が田川側で既に着工されておりまして、その他も順次工事が予定されておりますことから、平成２０年度には飯塚・庄内・田川バイパス９．７ｋｍが全線供用される予定となっております。
○ 川上委員
わかりました。
そこでですね、私はこの３万円の負担金は適当な額かなと思うんですが、鶴三緒橋左岸から庄内の方に建設が急ピッチで進んでて、来年３月には庄内に抜けることということになってるんですね。
そこで問題は、県道飯塚山田線との平面交差なんです。
もともと計画は立体交差なんですけど、そのために必要な用地買収が整わないということで平面なんですね。
で、よく通られる方多いんでわかると思うんですが、鶴三緒からこう行ったとしますと、後藤寺線またいで、ずっと大きくまたいで、急勾配で下ります。
そしてまた急勾配で上がっていくことになるんですね。
そこに県道が走ってます。
ですからここは、大型トラックがたくさん通るようになるんですが、止まりにくい。
重いもの積んでると、信号がすぐ変わっても、黄色から赤に変わってもなかなか止まりにくいということがある。
全国的にそういう事故が起こっています。
で、さらに問題なのは、ここは飯塚東小学校と飯塚第二中学校の通学路です。
昨年度で調べますと２３５人が朝、合わせて通学するんです。
往復すると５００人です。
これが暫定なので歩道橋も造られないというふうに国土交通省が言ってるんですよ。
それで、実は１月６日に飯塚市は、市長名で国土交通省北九州国道事務所に安全確保の要望書を文書で提出しておりますね。

それで、その後の状況はどうなっているか、お尋ねしたいと思います。
○ 国県道対策室主幹
　国道２０１号バイパスと県道飯塚山田線との交差点での歩行者の安全対策の件でございますけれども、この交差点内の通学児童を含みます歩行者の安全対策につきましては、先般５月１９日の建設委員会でご答弁させていただきましたとおり、市といたしましても歩行者の安全確保は重く受け止めておりまして、事業主体であります国土交通省に事故防止の安全対策などを要望いたしております。
国土交通省におきましても、既に関係部署と協議を行い、横断歩道の形態、信号機のサイクルタイムなど、実施に向かった検討がなされていると聞いております。
なお、５月１９日の建設委員会の後に、すぐさま国土交通省の北九州国道事務所の方にその旨のことをお伝えし、強く要望をいたしております。
○ 川上委員
　ここですね、先ほど言いましたけど、１日５００人子どもが往復する計算です。
通学ということに限って考えてみても年間２００日でしょ。
そうすると１年間にここを通る子どもは１０万人です。
暫定供用っていうことは、１年や２年で解消できるわけはないんで、これが５年なら５０万人、それから１０年なら１００万人でしょ。
で、先ほど言ったような状況ですから、事故が絶対起こらないと考えるほうがおかしいわけで、是非頑張ってもらいたいと思いますが、実は同じような状況が庄内の側にも生じるわけですね。
ここほどではないかもしれませんけど、庄内小学校と庄内中学校の通学路になるわけです。
これについては何か、国の方とは検討がありますか。
○ 国県道対策室主幹
　国道２００号バイパスと県道口原稲築線の交差点におきましても、歩行者の安全確保は飯塚山田線と同様と考えております。
この交差点付近には学校等もあり、通学児童も多数通行するものと思われますことから、この交差点につきましても歩行者の事故防止など、安全対策を国土交通省、また県道の管理者であります福岡県に対しても強く要望してまいります。
○　委員長
　　次に後藤委員に発言を許します。
○　後藤委員
　６７頁の地域振興費委託料。
１３節の委託料。
目尾地区工業団地敷造成工事調査委託料について。
この造成工事を完了した場合、何社の企業誘致が可能なのかお答えください。
○　商工振興課長
　２社から３社の誘致が可能と考えております。
○　後藤委員
　私ども大政会の道祖議員の代表質問の答弁で経済部長は今後５、６社の企業誘致を図りたいとのことだったんですが、現実的にはここの部分だけではできないと思うんです。
どこを考えられて５、６社ということを言われたのかお答えください。
○　経済部長
　確かに先の代表質問で５、６社の企業誘致を図っていきたいという答弁をさせていただいております。
今課長が答弁いたしましたように目尾地区だけでは十分な企業誘致ができるとは考えておりません。

ただ、頴田地区には松尾工業団地、明治工業団地もございますので、多種多様な企業ニーズに対応するため、市内の未利用地や遊休地を視野に入れましてオーダーメイド方式による分譲を検討いたしているところでございます。

○　後藤委員

もう一つ。

代表質問の中で三菱マテリアルの実質無償譲渡の土地の整備について、早急に取り組むべきと考えている、と先の質問に対して答弁されているわけですが、市の執行部の協議を行なって方向性を出すということであったんですが。

じゃあ、市はこの考えに対してどういう形でセールスをかけていこうと思っているのか、この点をご答弁いただきたいのですが。

○　企画調整部長

ただいまのご質問者の件につきましては、先の本会議の代表質問でも私から答弁させていただきましたので繰り返しになると思いますけど、再度ご答弁申し上げます。

三菱マテリアル所有の鯰田三坑跡地につきましては広さが約４０ヘクタールございます。

それで三菱の方もこの三坑ボタ山の跡地については土地の価格と公害賠償登録、いわゆる公害賠償金でございます。

これを差し引きしまして、土地の価格はゼロ。

実質的には無償譲渡しますというお話は確かにあっております。

この鯰田三坑跡地の開発について昨年の４月から県の企業局と重ね重ね協議を重ねてきておりました。

しかしながら地盤の問題とか、造成費用の問題等々がありまして、なかなか進展せずに現時点ではその方向性といいますか、開発といいますか、そこの部分がいわゆる行き詰まった状態でございます。

そうならば、市単独でもここをなんとか開発しないか、というようなご質問もございました。

これを受けまして、私の方も市単独での造成につきましてこの工業団地を造成し、その工業団地に早期に企業を誘致することには企業ニーズにあった良質の工業団地を造成することはもちろんでございます。

しかしながら周辺地区の整備。

この部分が必要不可欠となってまいります。

具体的に申し上げますならば、飯塚福間線と国道２００号バイパスがございます。

これとを結ぶ鯰田中線の施工をどうするのか。

また工業団地への上下水道。

特に下水道部分をどうするのか。

また、このあたりは昨日もかなり雨が降りましたけど、水害の頻発する地帯でございます。

ここ周辺の浸水対策をどうするのか等々、かなりな問題を抱えております。

この問題解決が非常にきわめて重要な部分になってまいります。

また、それと併せましてそのための開発事業費がどれくらいかかるのか。

またその財源をどんなふうにして捻出するのか等々、かなり重要問題がありまして、これら総合的に勘案して、そして市単独での開発ができるのかできないのか。

ここらあたりを十分に検討しなければならないと考えております。

今現在、内部の方でここらの問題点につきまして、検討いたしているところでございまして、早急にこの問題についての結論を出したいというふうに考えております。

○　後藤委員

もう一つお尋ねしたいのが、５、６社企業誘致考えられていると言われてましたけど、この企業誘致の敷地で雇用が生めるのか、また定住人口につながるのか、その点をお聞きしたいの

ですが。
○　経済部長
　当然雇用の拡大というようなことから企業誘致を図ってまいりますので、雇用は生まれるような企業を誘致したいと考えております。
また、定住人口につきましても愛知・東海地区あたりからこちらに誘致してきましても、できるだけ市内に住んでいただけるような住環境の整備も併せて図っていきたいと考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。
○　後藤委員
　最後に市長にお尋ねしたいのですが、やっぱりトップセールスで企業誘致を行なうと言っておりますが、実際に大企業という部分の用地面積はないと思うんですよ。
今の５、６社入れる土地で。
じゃあ、市長は無い用地の部分でどういうふうにトップセールスで企業誘致をするお考えなのか、それをお答えください。
○　経済部長
　確かに自動車産業に関して申しますと、ラインの大きな工場が来ます。
小竹の工業団地には１００ｍ真四角の工業適地のところに進出もしております。
先ほど企画調整部長も答弁しましたように、大きな４０ヘクタールの土地もございますので、十分協議いたしまして、早い結論を出して、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
○　後藤委員
　再度お聞きしますが、市長のお答えをいただきたいのですが、その点をお答えいただけないでしょうか。
○　市長
　土地の広さと企業誘致というのが大きな会社が来るというのが企業誘致じゃなくて、例えばコールセンターなんかも企業であって、そこには３００人、４００人という雇用が発生する。
大企業が来たから人数が雇用が発生するかということではなくて、やはりそこにそれなりのわが街にあった企業の誘致ということが当然必要になってくると思うわけでして。
何も大きな企業が来たからいいということじゃなくて、そこにライン化されて、例えばオートメーション化されて実際に雇用が発生しなかったら逆に意味が無い。
じゃあ小さな企業でも２００人、３００人という雇用が発生すればそこにそれなりの企業が来てよかったと思うわけですから。
実際どういう企業にそういう来てもらえるか。
これ自体がまだ大きな問題がまだまだたくさんありますので今ある土地、また逆に眠っている土地をしっかり考えながらやっていきたいと思っております。
以上です。
○　後藤委員
　市長は定住人口も言われてたと思うんですが。
雇用だけじゃなくてやっぱり定住人口という部分も考えた場合には、やはりある程度大きな企業が来ないと定住人口の増にはつながっていかない。
雇用はやはり市長が言われたように企業誘致すれば雇用は拡大すると思います。
ただ、定住人口を上げようと思ったらそれだけの規模の企業じゃないと。
今、やはりニートとかそういう世代ですので、もうアルバイトで済ませている、パートで済ませている社会人がいるわけですから。
そういうことを考えれば雇用は確かに増えますけど、やはり定住人口。
こういう部分のあれと、やはり自動車産業がですね、福岡県知事が謳っているように、来年度

また製造台数を増やしているわけですから。
そういうことも考えたら今ある土地だけじゃなく、今後いただける土地があればそういうのも視野に入れて前向きに検討していただきたいと要望してこの質問を終わります。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　１１：５０
再　開　　１２：５７

委員会を再開いたします。
次に明石委員に発言を許します。

○　明石委員

私は６８頁の地域振興基金積立金の４０億円に対して質問を考えていましたが、この後２人の方が多分、運用内容等質問されると思いますので、私は合併協議会の中で、合併特例債が１０年で約５００億円、年間５０億円使われる、と合併のシミュレーションの中で言われていましたが、今どのような見込みをされておられるのか、それから国の方も財政困難に急迫しているのに国の考えは依然として変わっていないのかをお伺いしたいと思っております。

○　財政課長

合併特例債事業につきましては、合併にかかわる財政措置、支援措置のひとつとして設けられたものでございます。
その活用につきましては合併に伴い一体性の確保、均衡ある発展、公共施設の統合整備などの観点から実施するものでなければなりません。
上限事業費は合併団体や団体数や人口などで積算されますが、本市の場合、今質問者が申されましたように、ハード事業につきましては事業費で４９４億円、ソフト事業で４０億円、合わせまして事業費といたしまして５３４億円の事業に対し９５％の充当率の５０７億３千万円が上限で可能額となります。
財政シミュレーションでは一定の条件で作成いたしておりますので、この合併特例債事業につきましては上限額を１０年間で平均で実施するということで試算いたしております。
質問者が申されます今後の見込みはどうなっているかということでございますが、ソフト事業につきましては今回地域振興基金積立金を前倒しで実施するように４０億円計上させていただいております。
ハード事業につきましては、具体的な事業については現在決定いたしておりません。
実施に当たっては今後検討していかなければならないと考えておりますが、事業実施年度には９５％の地方債５％の一般財源で事業が実施できますが、償還時に７０％の交付税措置があるものの３０％は一般財源が必要となってまいりますので、今後実施に当たっては後年度負担を十分検討していかねばならないというように考えております。
また、合併特例債の事業実施については一定の基準がありますものの、事業費の９５％の充当率の７０％、合わせまして６６．５％の財源措置がある事業につきましては現在ある補助事業と比較いたしましても大変有利な事業でありますので、既存計画の中で組み換えができる分があれば、その活用も考えていかなければならないと考えております。
後段の国の考えは変わっていないのかということのお尋ねについては、現在のところ国が約束した分については守っていただけるというふうに判断いたしております。

○　明石委員

今も答えられましたけど、３０％は借金であるのですから行財政改革をする中で必要なものはしょうがないと思いますけど、必要でないものと言ったらおかしいですけど、無駄遣いをされないように今後計画をしていただきたいと思います。

これで私は質問を終わらせていただきます。

○　委員長

次に後藤委員に発言を許します

○　後藤委員

明石委員が大分聞かれたんですが、その中でちょっと私が聞きたいのが基金総額４０億円の根拠は何なのかというのが今の中で言うと地域の振興の合併特例債の部分の４０億円という部分と同じという考えでいいんですかね。

○　財政課長

今説明いたしました積立金４０億円の分でございます。

失礼いたしました。

今ソフト事業、ハード事業説明いたしました、ソフト事業の分の４０億円でございます。

○　後藤委員

歳入に絡んでくるので関連でちょっとお聞きしますが、３８億円を今市債という形で合併特例債借り入れされてますが、これの償還というのは何年償還で一年の返済額がいくらになるのか、わかれば教えていただきたいんですが。

○　財政課長

地方債の償還の内容につきましては、だいたい縁故債を予定しております。

この縁故債の借り入れの期間については自治体で設定されますがだいたい１０年を予定いたしております。

１年間の償還金額については約４億６千万円程度予定いたしております。

これは今年１７年度の借り入れの履歴をそのまま１．９８でおいて試算した金額でございます。

○　後藤委員

それともうひとつお尋ねしたいのは、このソフト面の４０億円の資金はですね、財政不足ということで取り崩しは可能なのかどうかをお聞きしたいんですけど。

○　総合政策課長

この地域振興基金でございますが、基本的にはこの基金は元金の果実運用、要するに利息等の生じる収益で事業を今後展開していくということでの基金でございますので、取り崩しは考えておりません。

○　後藤委員

いや、お金がないときには取り崩せるか、て聞いてるんですが、できるのかできないのかをお答えいただきたい。

○　総合政策課長

この今回提案申し上げました基金の条例の中には、処分という項目で可能でございます。

○　後藤委員

以上で質問を終わります。

○　委員長

続きまして、野見山委員に発言を許します。

○ 野見山委員

今お二方が質問されて、昨日私、総務委員会におって、ちょっと答弁が噛み合わないような感じになってますけど、まず訊きます。

この地域振興基金４０億円ですね。

うちが単費２億円使って、３８億円の合併特例債の起債もしたわけですよ。

で、先ほどここに始まる前に課長から説明があったら、これは果実運用型で運用すると述べられたわけですね。

私も今回は果実運用型でいくと思っております。

で、今のお話だと取り崩しは可能です。
ま、条例にはそう書いてありました。
でも、その時には極力取り崩しはしないということで果実運用型でいくと私は理解しておるわけですよ。
それでですね、これで４０億円の基金を積み立てますね。
で、例えばこれ、合併特例債で３８億円の起債をもらいます。
この起債はいつ入ってくるのか。
これが通ったからすぐ３８億円入ってきて、４０億円の積み立てができるわけじゃないと思うんですよ。
それが１点。
いつ入ってくるのか。
そして、果実運用型だったならば、いつからその利益、すなわち運用を生むのか。
で、その運用を生むのが大体どれ位の金額か。
で、その金額がいつから例えばソフト面で反映できるのか。
これをお聞かせください。

○ 財政課長

借入の分でお答えいたします。
この合併特例債につきましては県に起債の協議を行います。
で、協議が整いまして県から通知が参りますのが年度後半になってこようと思いますので、積み立てについては３月以降、出納整理期間内くらいで現在考えております。

○ 総合政策課長

借入時期が年度末以降の出納整理期間という答弁に関係いたしまして、一応原資が入りまして、その運用を始めるというふうに考えております。
運用の、具体的にその時に、確実で有益な運用という部分が決まりましょうけど、大体果実が生まれる、利息が出てくるのは、今考えますと約１年後というふうに思います。
ただ、予算でございますので、平成１９年度予算には果実の収入と、それに伴う事業の内容が反映されていくものというふうに考えております。
これは金融機関でありますと、今非常に利率が低うございます。
１年先の利率でございますので、本当にどの位ということも言いにくいのですが、日銀の関係もニュースに入ってきておりますが、仮に０．１％であれば４百万円、１％であれば４千万円、そういうふうな世界になってこようかと思いますので、ここでどの位というのが、はっきり言いまして１年先の金利、お答えしにくいというところでございます。

○ 野見山委員

どの位収入があがるのか、運用益があがるのかわからないということで、わかりました。
そして、これは平成１９年度くらいから基金として置かれるということでいいですかね。
それから、平成２０年くらいから確実に運用できる。
で、この運用益は先ほど言われたようにソフト面で事業を行うと。
で、例えばそのソフト面がいろんなところで格差があって、それを一定にする場合は、もしも足りなかった場合は一般財源からその分補充してまでそのソフト面をやられるのか。
例えばこの運用益だけで出来る範囲だけでやられるのか、それをお尋ねします。

○ 総合政策課長

繰り返しになりますけど、事業が開始できるのは平成１９年度というふうに考えております。
１９年度予算にはこの事業が反映されるものということを先にお答えしたいと思います。
基本的には果実運用型でございますので、果実の範囲での事業計画を立てていきたいというふうに思っております。

○ 野見山委員
　それはわかりました。
それでですね、先ほど後藤委員が質問された、取り崩しはできるのかということに対して、できると答えられたですね。
条例に書いてある。
百歩譲って取り崩しをしたとしてですよ、全額。
国からとか県からのペナルティというのはあるんですか。
というのは、これは果実運用型の基金であるんですよ。
それでも条例には取り崩しについて書けとありますけど、万が一うちが取り崩さなくちゃいけない理由ができた時に、それが例えば、確実に果実運用型でしなくちゃいけないのに取り崩す、その釈明ですね。
それをした場合に、国からのペナルティとかはあるんですかね。
それをお聞きします。
○ 財政課長
　今の段階でははっきり申せませんが、これは地方債を借り入れするということにしておりますので、その事業目的以外の使い道ということで、今質問者が申されますように、果実運用型の基金として積み立てる原資にお借りするものでございますので、その辺で、取り崩しをすれば繰り上げ償還とかいうことが言われるかもわかりません。
今の段階でははっきり申せませんが、そういう措置を受けることも考えられます。
○ 野見山委員
　わかりました。
またその時はその時でゆっくりとお聞きしたいと思いますので、これで終わります。
○　委員長
　　続きまして、後藤委員に発言を許します。
○　後藤委員
　ページ数７６頁の男女共同参画推進費の中の男女共同参画に関する市民意識調査委託料についてお尋ねいたします。
この目的は何なのかをまず最初にお答えいただきたいと思います。
○　男女共同参画推進課長
　本市の男女共同参画の推進は、今後策定いたします男女共同参画計画およびその計画を推進するための基本となる男女共同参画推進条例により取り組んでまいるものでございますが、その策定等に当たりまして、飯塚市民の男女共同参画に関する意識と実態、ニーズ等を把握いたしまして条例及び計画の基礎資料とするとともに今後の施策の参考とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施するものでございます。
○　後藤委員
　今回のこの男女共同参画推進の中で多くの内容でその費用を計上されていると思うんですが、この根拠として男女共同参画推進法に基づくものと思いますが、市としては新市のために条例を制定する考えはあるのか、あるとするならば、どちらかをお答えいただきたい。
条例を制定するおつもりがあるのかないのか。
○　男女共同参画推進課長
　条例の制定の意思ということで、ご質問されておるところでございますが、一般質問の柴田議員の中でもご答弁させていただいておりますけれども男女共同参画社会基本法の中では地方公共団体の責務として計画および条例の策定についての責務が求められておりますので、飯塚市においては条例の制定に向けた取り組みを市民意識調査を開始いたしましてする、ということでございます。

○　後藤委員
　旧飯塚市では男女共同参画プランおよび条例があったと思うんですが、そのときも意識調査をされたと思うんですが、何名されて何％回収率だったかをお答えください。
○　男女共同参画推進課長
　前回の旧飯塚市においては平成１５年、同じように男女共同参画に対する意識調査を実施しております。
対象者は２千名。
回収率でございますけど５０．１％の回収率となっております。
○　後藤委員
　じゃあ、旧４町、新市になりましたけど、旧４町は男女共同参画プランと条例はありましたか。
お答えください。
○　男女共同参画推進課長
　条例の制定および男女共同参画計画の策定状況ということでございますが、旧４町におきましては条例および男女共同参画計画いずれもなかったようでございます。
○　後藤委員
　最後は要望にとどめますが、先ほど言われたように一般質問で柴田議員の方が旧飯塚市の条例内容をですね、活用すればですよ。
時間と経費が無駄にならなくてその部分でいいのではないかというのが１つ。
もう１つは市民の意識調査をするならば啓発も兼ねて旧４町に重きを置いて旧飯塚市の人は条例もあった、参画プランも計画もあったわけです。
わかってあるはずなんですよ。
市報でも掲載されてましたから。
そういう部分で行けば旧４町に対して啓発をかねた意識調査をするべきでないかと思いますが、意識調査だけはお答えいただきたいんですが。
こういうふうに要望いたしたいんですが、できますでしょうか。
○　男女共同参画推進課長
　今、経費の節減ということから市民意識調査に関しましても貴重なご意見としていただいておりますが、条例の活用も行いますし、市民意識調査の委託をするにいたしましてもですね、委託内容につきましては十分精査しながら期間の短縮また、経費の節減等努めてまいりますけれども、今言われました意識調査を４町を重点的にというご意見につきましては貴重なご意見としていただきまして、検討させていただきたいというふうに考えております。
○ 委員長
　　次に、川上委員に発言を許します。
○ 川上委員
　　７６ページ、国民保護費、このページの下から３段目にあります。
国民保護協議会委員報酬、この国民保護協議会について、その目的と構成メンバー、お尋ねします。
○ 総務課長
　　ご質問の国民保護協議会でありますが、今定例会で議案第７４号におきまして、国民保護協議会条例をご提案申し上げております。
この条例に、この協議会の趣旨等を記載いたしておりますが、いわゆる国民保護法の規定に基づきまして定める必要のございます国民保護計画の策定をご審議いただく機関ということでございます。
委員の定数は３５人以内ということで定めております。

この３５人の委員の方々の内容につきましては、これも国民保護法に選出区分等の定めがございまして、１号委員といたしまして指定地方行政機関職員、本市の場合は３名。
２号委員といたしまして自衛隊に所属する者ということで、本市の場合は１名。
３号委員といたしまして福岡県の職員ということで、本市の場合は４名。
４号委員といたしまして市の助役ということで、１名。
５号委員といたしまして教育長および消防長ということで、２名。
６号委員といたしまして飯塚市の関係部署の職員９名を予定いたしております。
それと、７号委員といたしまして、指定公共機関または指定地方公共機関という位置づけで、主にライフラインの確保に関わります関係組織から８人の委員を選出する予定でございます。
最後に、８号委員といたしまして有識者ということで、自治連合会・消防団・商工会議所・社会福祉協議会・民生児童委員会・飯塚市議会から２名、合計７名を予定いたしております。

○ 川上委員

この委員報酬３５万４千円を組んでいるわけですけれども、この国民保護計画はどういう事態を想定して策定するのか、お尋ねします。

○ 総務課長

この国民保護計画は、いわゆる国民保護法に定めてあります武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということになっておりまして、武力攻撃事態ということで４つのパターンが想定をされております。
具体的に申し上げますと、外国からの軍隊が着上陸侵攻した場合、２番目に弾道ミサイル攻撃の場合、３番目にゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合、そして４番目に航空攻撃の場合という４つのパターンが想定をされております。

○ 川上委員

法にはそのように書いてあるわけですが、法に書いてない極めて現実的な方法のことも検討する必要があります。
それはですね、先制攻撃戦略を持つ米軍が日本国以外で戦争行為に入り、日米安保条約等に基づいてこれを支援する。
そういう状況のもとで、この米軍か自衛隊かが攻撃を受ける場合があります。
これも武力攻撃事態の中に入るというのが、政府の解釈です。
しかもですね、明確な攻撃を受けただけではなくて、「その恐れがある場合」というのもあるわけですね。
さらに、「予測される場合」というのもあるわけです。
こういう状況のもとで、それを想定してこの国民保護計画を作るというわけです。
非常に難しいですね。
難しいですよ。
これを、あなた方はどういうスケジュールで作ろうとしてるんですか。
お尋ねします。

○ 総務課長

本市におけます国民保護計画の作成スケジュールでございますが、今定例会にご提案いたしております国民保護協議会条例、並びに飯塚市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の議案可決後、７月後半に第１回の飯塚市国民保護協議会、これは諮問の会議でございますが、これを開催いたしまして、国民保護計画の概要説明を行いたいと考えております。
それ以降、１０月初旬にかけまして数回の幹事会を開催し、この計画の中身を詳細に詰めてまいりたいというふうに予定いたしております。
１０月下旬には第２回の飯塚市国民保護協議会を開催いたしまして、経過報告をした後、１１月初旬には県へ飯塚市の国民保護計画の事前の相談をする予定にいたしております。

その後、１月中旬に県への事前の相談が終了後、１月後半には第３回の飯塚市国民保護協議会を開催し、答申を頂きたいという予定にいたしております。
その後の事務手続きといたしまして、２月の初旬には福岡県知事に対し正式の協議を行い、２月の中旬に協議終了、計画の決定という運びになってまいります。
そして３月に飯塚市議会へご報告いたしたいというスケジュールで考えております。

○ 川上委員

９カ月の間に、先ほど言ったような非常に難しい計画を作ろうとしてるわけですね。
それで、策定費用はいくらかけるんですか。

○ 総務課長

平成１８年度の当初予算に計上いたしております国民保護計画策定に関わる経費といたしましては、１節　報酬で先ほど申し上げました協議会委員の報酬を３５万４千円、同様の費用弁償を４万８千円、そして１１節　需用費におきまして国民保護計画作成の事務費ということで２万円の計上のみとなっております。
別途必要な印刷費等につきましては、別立ての予算で充てたいというふうに考えております。

○ 川上委員

最初の叩き台が出るでしょ、基本骨格案が。
これは誰が作るんですか。

○ 総務課長

この国民保護計画につきましては、国が平成１６年度に法律を施行いたしました。
その後平成１７年度に全国の都道府県が、それぞれの国民保護計画を策定いたしております。
そして現時点では、国から市町村向けの国民保護計画策定に伴う指針等も出されておりますし、なおかつ総務省の消防庁の方から市町村国民保護計画のモデル案というのも示されております。
そうしたものをもとにいたしまして、私ども総務課、事務局の方で素案の作成をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

まともなものが出来るはずがないですね。
モデル案が来て、○○と空いたところに「飯塚市」と書けばいいようなことではないでしょ。
あなた方の言うのが本気なら、急迫性の事態が生じる、あるいは私が言ったように、米軍が海外で起こす戦争に自衛隊が従って行って、米軍か自衛隊が攻撃されて、先ほど言ったような３つの事態ですよ、攻撃事態・恐れ・予測。
そういうのを想定して、飯塚市の１３万３千人を避難させるっていうわけでしょ。
保護するっていうわけでしょ、あなた方が。
水害とか防災の避難計画を作るのに２年かけようとしてるわけじゃないですか。
どういう事態が生じるかわからないようなものから、飯塚市民１３万３千人守るのを、４２万２千円、実質的にはこれはどれですか。
消耗品ですか、２万円ですか。
これでモデルをコピーして、パソコンに入れて作りましたと。
それを叩き台ですというようなことでは、自己矛盾を感じませんか。
これはもともと、そのものがおかしいわけでしょ。
しかも、国民保護計画を作ったら、議会の関与はどうなるんですか。
この協議会の関係に議会から２人と言われましたけど、最終的には議会には報告するだけということになってますね。
違いますか。

○ 総務課長

委員ご指摘のとおりでございます。

そのとおりであります。
○ 川上委員
　こういう重大な内容を持っておるというのはですね、国民や市民の理解は今はないでしょう。
代表質問に対する答弁で、あなた方は住民の避難計画、防災関係を、この国民保護計画と併せて作っていくという答弁がありました。
その程度の認識ではないですか。
ですから、国民の理解もないし、行政の幹部の理解も十分ではない。
こういう危険なものを、こんな短期間で作るのはおかしいと思うわけです。
市長、この予算、削除するつもりはありませんか。
答弁を求めます。
○ 総務課長
　先ほども、国の国民保護法の施行に関わりましてご説明申し上げましたが、国民保護法の施行に伴い、今回私どもが行おうとしております国民保護計画の策定につきましては、市町村に平成１８年度に限り定められた事項でありますので、法律に基づいて今回の予算は執行させていただきたいというふうに考えております。
○ 川上委員
　私は納得できないということを申し上げて、これについての質問を終わります。
○ 委員長
　次に、岩本委員の発言を許します。
○ 岩本委員
　７７ページの諸費の中で、報酬、全体で１億４，６９９万８千円という予算が計上されております。
説明の中で、生活安全推進協議会委員の報酬が１１万８千円、行政協力員の報酬が１億４，６８８万円という予算が組まれておりますが、これは合併協議会の中で、従来の町内会長、今度から自治会というふうなことで名称は変わりましたけど、その中で自治会長さんの報酬につきましては当分の間、その報酬は踏襲するというふうな協定だったかと思います。
そのとおり、この内容は予算が組まれておるのかどうか。
まず、これについてご質問いたします。
○ 市民課長
　ご質問の件は、行政協力員等の報酬のことと思いますけれども、行政協力員は現在２７５名、それから行政協力補助員が２，９７１名。
以上の方々に、行政事務の一部を委嘱しております。
行政協力員の報酬につきましては、先ほど質問者がおっしゃいましたとおりに、合併協議会の協定項目の中に、当分の間は旧市町の従来の算定方法を踏襲するというふうになっております。
今回の予算につきましても、合併協議会で謳ってありますとおりに算定して計上しているところでございます。
○ 岩本委員
　そうしますと、生活安全員の１１万８千円についての人数、これは何名でございましょうか。
私の「報酬は踏襲されてますか」という質問に対して、自治会長、それから協力員、これは隣組長さんというふうに解釈していいですか。
併せて、生活安全員さんの人数もお知らせください。
１１万８千円組まれてるでしょ。
○ 市民課長

隣組長につきましては、行政協力補助員ということになっております。
生活安全員の人数につきましては、総務課の方でお答えいたします。
○ 総務課長
ただ今ご質問の生活安全推進委員会の委員につきましては、これは１０名でございます。１０名の委員の報酬を、ここで計上させていただいております。
○ 岩本委員
そうしますと、飯塚の自治会長さん、平均的なあれで金額は別にして、旧４町、この辺の自治会長さんと飯塚市の自治会長さん、平均的なものでいいですが、どれくらいの格差がございますか。
○ 市民課長
新飯塚市としましては、行政協力員の平均報酬額につきましては３２万１千円程度でございます。
それから、行政協力補助員につきましては平均報酬額、これは年額でございます、先ほど申し上げましたのは。
１９，６００円程度でございます。
○ 委員長
すみません、市民課長。
旧飯塚市と旧４町との比較について問われたんだろうと思いますので、どの程度の格差があるのかということだろうと思いますので、おわかりになれなご答弁願います。
○ 市民課長
まず、行政協力員について申し上げます。
旧飯塚市の行政協力員につきましては、１年平均３９万９千円程度でした。
それから旧穂波町につきましては３１万５千円です。
それから旧筑穂町につきましては２３万８千円。
旧庄内町につきましては２９万２千円。
旧頴田町につきましては１４万３千円でございます。
それから行政協力補助員につきましては、旧飯塚市が２万４千円、旧穂波町が９，６００円、旧筑穂町が１万３，５００円、旧庄内町が２万３千円、旧頴田町が１万３千円になっております。
○ 岩本委員
わかりました。
かなりの各自治体、また行政区、格差がありますが、これは合併協議会の協定事項でありますので、これを、金額を今更さわるというのは非常に至難のわざかな、ということで、私としては当分の間という合併協定事項がありますので、これは踏襲していただきたいということをお願いしておきます。
併せて、もう１つ。
実はこれ、旧筑穂町でも問題になっておりましたけれども、最近のいわゆる核家族化というふうなことでアパートだとかマンションだとか、非常に生活単位が狭くなってますね。
併せて自治会も入らないよという人が大変増えております。
で、やはりこの自治会長さんは、いわゆる市の方針、または市報だとか、インフォメーションといいますか、情報発信源としては非常に重要な役割を果たしてあります。
そういう面で、市民に市の方針だとか市報を伝える中で、できるだけ多くの、１３万３千人の市民にきちんと情報が行き渡るという観点からいくならば、この自治会も入ってない、そういう人がだんだん増えようとする中で、こういう人たちに対してね、例えば郵便で郵送するということになると、１枚８０円かかりますね。

町であれば大した金額にはならないでしょうけれど、今度は１市４町になりますとね、これを全部、市の経費で送るということになると、年間膨大な費用がかかると思いますよね。
その辺の対応は、何かお考えでしょうか。
この中には含まれてませんね。
自治会長さんの費用だけということですよね。
もし、今後の検討課題ということであれば結構ですが、何かお考えがあればお聞かせください。

○ 市民課長

現在、飯塚市の世帯数は約５万７千世帯でございますが、以前の調査、平成１５年１０月に決算特別委員会がありまして、その時の調査におきましては、８０％の世帯が自治会に加入しておられますけれども、２０％の方が加入しておられないという調査結果が出ております。
市民課といたしましても、転入手続きにお見えになった時とか、各種届にお見えになった時に、市報や行政からの連絡事項は町内会長、今は自治会長と申しますけれども、自治会長を通じて各世帯に配付している旨を説明しております。
それとさらには、市報が入手できない場合は、本庁それから支所、出張所、地区公民館に置いていること、それからインターネットや携帯電話からも、市からのお知らせにアクセスできることを記載したパンフレットをお渡しはしております。
未加入者も含めて、全世帯に市報などが配布されることが理想ではございますけれども、従来より実施している自治会組織を通じて配布していることが効率的であるのではないかということで、現在も実施しているところでございます。

○ 岩本委員

わかりました。
いずれにしましても、飯塚市も当然ホームページだとか、今の若い人はインターネット、こういうのをやっておりますので、その辺で解消できるかなと思いますけども、この自治会未加入者の問題、今後の課題ということで検討していただければとお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○ 委員長

続きまして、川上委員に発言を許します。

○ 川上委員

７８ページ、諸費、防犯灯設置費補助金、防犯灯電灯料助成金について質問します。
街が暗い、夜歩くのが恐いという声を、よく聞くわけです。
２００４年１２月１３日には、伊岐須会館横で女子学生が深夜、殺害される事件も起きました。
付けている防犯灯が点灯するかどうか総チェックしたのもこの時期です。
ところで、旧飯塚市においては１９９８年からの行財政改革で、この防犯灯設置費補助金の補助率、切り下げた実績があるわけです。
そこでまず、設置費補助予定は何基か、お尋ねします。

○ 総務課長

ただ今のご質問でありますが、平成１８年度、今年度の予算に計上いたしております防犯灯の設置費補助金の金額は２４１万円であります。
そのうち、飯塚市に関わるものが１２０万円、その他の町の分が残り１２１万円ということになっておりますが、今回の設置費補助金につきましては、合併協議におきまして、平成１８年度以降の設置工事を行う防犯灯の設置に関わる費用につきましては、従前の飯塚市の例により設置補助を行い、維持管理に対する新たな補助は実施しないということで、合併協議の事務調整が図られております。
そして、飯塚市の現在の補助の内容でありますが、木柱、鋼管柱、電話柱、軒下に設置するもの、九電柱に設置するもの、それぞれ補助金の額が異なっております。

という状況から、前年度の補助金の実績等をもとに予算要求をしているというのが現状でございまして、委員ご指摘のように何灯分かという具体的な数字については算出いたしておりません。
でありますので、先ほど申しました２４１万円という前年度実績の数字に近い数字を予算要求し、予算計上いたしております。

○ 川上委員

今の答弁では、飯塚市は明るくならないと思います。
それ、割り算すればいいんじゃないですか。
２４１万円でしょ。
割り算したらどうですか。
答弁してください。

○ 総務課長

先ほどもちょっと、設置の種類によって補助金の額が異なりますとご説明いたしましたが、電話柱の場合、一番安い補助金の額で４，５１０円になります。
一番高いものが鋼管柱の蛍光灯でありまして、１万９，８６０円ということでありますから、概ね５倍の補助金の額という違いが出てまいります。
そうしたことから、単純に割りましても、まあ、１万９，８６０円で割りますと、１２０灯ほどの補助対象になろうかというふうに思います。

○ 川上委員

街に入っていくと、本当に暗いというんですよ。
それで、とにかく歩くのが心配、子どもを歩かせられないと。
駅から歩いて帰るのが恐いという声を聞くでしょう。
それで、今では、何灯分かもわからないということでは市民の信頼を得られないと思います。
それで、補助率。
補助率は合併前と比べてどうなりますか。
先ほどの答弁では少しわかりにくかったので、明快にお願いします。

○ 総務課長

この防犯灯の設置補助については、設置費が例えば１０万円かかったから、その２分の１を補助するという制度ではございません。
先ほどからご説明しておりますように、設置する防犯灯の種類、それから設置する場所ですね、木柱だとか鋼管柱だとか電話柱だとか。
そういったものに応じて、白熱灯の場合はいくら、蛍光灯の場合はいくらという補助の単価、額を定めております。

○ 川上委員

その、いくらというところを訊きたかったんですけど、答弁不能ということで解釈していいですか。
次に行きます。
電灯料助成金はどういう基準で、何基分ですか。
お尋ねします。

○ 総務課長

防犯灯の電気料、電灯料助成金につきましては、旧筑穂町で電気料の助成が実施されております。
今回、予算計上しております金額は２４３万９千円でありますが、これが全て旧筑穂町の補助分であります。
平成１７年度の実績から申し上げますと、筑穂町の実績２２３万４，２６０円、防犯灯の灯数

で申しますと１，５４１灯分であります。
○ 川上委員
　合併前、防犯灯はですね、行政の責任で、補助ではなくて行政が直で付けていた自治体があるでしょう。
いくつありますか。
○ 総務課長
　庄内町と頴田町、２町であります。
○ 川上委員
　これは、今後どうなりますか。
お尋ねします。
○ 総務課長
　先ほども申しましたように、平成１８年度につきましては前年度のまま引き継いでおりますので、同様の予算措置をいたしております。
平成１９年度以降につきましては、統一を図るということで合併協議がなされておりますので、今後統一するところで調整を図ってまいりたいというふうに考えております。
○ 川上委員
　統一を図るということですけれども、サービスは高いほうに、負担は低いほうに統一していただくように、再検討してもらいたいと思います。
これについての質問を終わります。
○　委員長
　次に、岩本委員に発言を許します。
○ 岩本委員
　何かお互いに対面でいつも質問して大変恐縮ですけれども、私は８６ページですね、久保白ダムの土地改良区総代の選挙費用についてお尋ねいたします。
予算総額は１０７万３千円でありますが、この中にいわゆる公職選挙法にのっとった選挙長、それから職員手当、旅費、需要費と、全て含まれております。
私の感覚では、この久保白ダム土地改良区選挙というようなものは、まずこういう選挙をやる必要性があるのかどうかですね。
土地改良というのは、旧筑穂町でもやりましたけれども、完了しますとね、登記換地が終わりますと解散というふうなことですが、この趣旨、この久保白ダムというものは全く性格の違うものか。
あわせて選挙民、選挙をするとすればですね、１００万円も使って選挙すれば、選挙民がどれ位いるのか。
また、選挙を過去ずっと実施されておるのか。
この辺のご説明をお願いします。
○ 農林課長
　久保白ダム土地改良区は、旧飯塚市・旧穂波町・桂川町の１市２町におよび、管理面積１，１６６ヘクタール、組合員数１，５３４名の土地改良区であります。
久保白ダム土地改良区につきましては総代制をとっておりまして、土地改良法第２３条第３項におきましては、総代は組合員で２５歳以上のものおよび法人たる組合員のうちから組合員が選挙をする、となっており、また同条第４項におきましては、その選挙は都道府県または市町村の選挙管理委員会の管理のもとに直接、平等および秘密の原則によって行うものとする、となっております。
つきましては、土地改良法によって市選挙管理委員会に管理執行の義務があり、選挙費として予算計上させていただいております。

なお、私が聞きおよんだところによりますと、選挙は近年行われていないそうであります。
○ 岩本委員
　私の質問でもう１つお答えになってないのが、選挙民ですね、いわゆる有権者といいますか、その数をお知らせください。
○ 農林課長
　１，５３４名であります。
○ 岩本委員
　　そうしますと、今の執行部のご説明では、近年選挙はしてないと。
しかしながら、この久保白ダム土地改良区の性格からいくと選挙をしなくちゃいかんと。
で、もし選挙になった場合に予算措置をしてないと、その執行ができないという意味で予算計上したと、こういうふうに解釈してよろしいですか。
○ 農林課長
　そのとおりであります。
○ 岩本委員
　わかりました。
ちょっと私の考えてる一般的な土地改良じゃなくて、これは久保白ダムから送水管の維持管理ということで、何十年と、未来永劫この土地改良区は維持管理していかなければいけないという約束があるやに聞きましたので、これは法にのっとって選挙をしないといけないということは理解できました。
結構です。
ありがとうございました。
○　委員長
　　引き続き、川上委員の発言を許します。
川上委員。
○　川上委員
　　８８ページ、監査委員費、監査委員報酬について、お尋ねします。
８８ページの中ほどにございます。
まず、本市監査委員の報酬は、他都市比較では、どういう位置にあるか、お尋ねいたます。
○　監査事務局長
　　他の市町との比較は、持って来ておりません。
○　川上委員
　　監査委員報酬は、合併で決めたでしょう。
だからこの金額はですね、そこから出てきているはずですよ。
○　監査事務局長
　　この件につきまして、人事の方から答弁させていただきます。
○　人事課長
　　監査委員の報酬につきましては、合併協議会の中で報酬審議会という形のものがつくられまして、そこの答申を受けて決定されたものでございます。
報酬の額ということでございましたけども、各自治体規模によりまして、様々でございます。
審議会の中では、全国の類似団体の報酬額等を参考に決定が答申がなされたというふうに聞きおよんでおります。
以上です。
○　川上委員
　　監査委員は、大変な激務だろうと思うわけですが、今年度の監査計画はどうなっていますか。

お尋ねします。
○　監査事務局長
　まず、財務監査でございますけども、公営企業事業部、建設部、都市整備部、各種委員会、会計課、穂波支所に財務監査を入るようにいたしております。
以上でございます。
○　川上委員
　全部は答えられていないと思うんだけど、私が聞きたいのは、特に財政援助団体、この監査は、今、答弁にありませんでしたけども、今年やらないですか。
やるんじゃないですか。
お尋ねします。
○　監査事務局長
　本年度の監査計画の中には、財政援助団体の監査は入れておりません。
○　川上委員
　どうしてですか。
○　監査事務局長
　ご存知のように、１市４町が合併いたしまして、それに関わります決算審査の会計数が、増加したということによりまして、本年度は財政援助団体への監査を計画書の中には、入れておりません。
○　川上委員
　今のは監査委員が、或いは監査委員の事務局スタッフが足りないからできないという意味なのか、財政援助団体の監査する必要がないというのか、答弁がはっきりしません。
自治法によると監査は、財政援助団体について、必要に応じて監査することになってるんですね。
スタッフが足りないんですか、必要性を感じないんですか。
どちらですか。
○　監査事務局長
　委員ご指摘のように監査委員の自主的判断ということで、監査が要するということであれば、監査を実施しなければなりませんけども、限られました事務局体制の中で、対応するのでございますので、監査につきましては、効率的かつ効果的にですね、実施するために、只今申し上げました年間監査計画を抽出的に年間監査計画を立てまして、抽出的に監査事務を行っているのが現状でございます。
○　川上委員
　旧飯塚市はですね、８年間で正規職員４分の１削っているんですね。
これからも、もっと削ろうという訳でしょう。
それでもこの飯塚市っていう地方自治体をですね、守り抜こうっていうことでみんな頑張っていくわけでしょう。
必要なところには人が要ります。
けども最初からね、事務局スタッフが足りないっていうことで、監査放棄していいんですか。
その財政援助団体がね、いくつあって、その総額、財政援助どれくらいしているか、分かってますか。
○　監査事務局長
　団体につきましては、９団体でございます。
援助額につきましては、手元に金額を持って来ておりません。
○　川上委員
　そういう姿勢は、最初からね、この財政援助団体は、監査の対象からもう外しておったと

いう答弁に等しいですよ。
ところでね、財政援助団体の監査するときには、どういう段取りでやるんですか。
その財政援助団体に監査をさせてくださいと、じゃあ、うちで検討しようと今年は、まずいと、来年にしてくれと、再来年にしてくれと、そういう話があるんじゃないですか。
お尋ねします。

○　監査事務局長

　これにつきましては、先程申し上げましたように、年度当初より、監査計画を公表いたしますので、その中で対象となります団体なり、部・局につきましては、監査計画を見ていただければ分かると思います。
監査に実施するに至ります場合にはですね、前もって通知いたしまして、その概要説明を受けまして、公表するということの段取りになります。

○　川上委員

　監査計画を作るときの話です。
質問が悪かったですかね。
監査計画を作るときに、先にこういう計画立てるけど、了解してもらいますかっていうようなことを言っているんじゃないかって聞いた訳です。

○　監査事務局長

　これにつきましては、年間の監査計画につきましては、監査委員の指導のもとに、職員と今言いますように、２年に一度、周期的にやっている団体もありますので、そういったところで監査計画を立てております。

○　川上委員

　こういう計画のたたき台誰が出すんですか。
あなたが出すんでしょうも。
監査委員が出すんですか。
事務局が監査委員に示すんではないんですか。
そのときに先に財政援助団体の了解がなければ、書き込めないという実態がないかと聞いとる訳ですよ。
それでね、財政援助団体の中にはね、部落開放同盟など多額の補助金がある団体がありますね。
こういう多額の補助金もらっているところはね、普通公共団体と同じように、大体少なくとも毎年１回以上やっていいですよ。
それに噛み合わないでもね、必要に応じてやるべきですよ。
どうして２年に１ぺんとか決めるんですか。
毎年、補助金出してるじゃないですか。
この監査計画、改めることはできないんですか。
お尋ねします。

○　監査事務局長

　先程も申し上げましたように、限られた事務局の体制、職員体制の中で、やっておりますので、監査につきましては、効率的かつ効果的な方法等を検討しながら、監査計画を立てていかなければいけないと思っております。
先程も申しますように、監査の方法等も工夫を要する部分は、検討しながら、監査計画を立てていくということになると思います。

○　川上委員

　今の答弁は、計画を見直しますと財政援助団体もかけるようにしようかという答弁ですかね。
ちょっと、確認します。

○　監査事務局長

先程も言いますように、財政援助団体につきましては、２年に１度の周期で実施いたしておりますので、１９年度は実施することになるかと思います。

○　川上委員

監査委員は、そのこと知っているんですか。

○　監査事務局長

その件につきましては、監査委員さんの名前で監査公表をいたしておりますので、当然、監査委員さんは、ご存知だと思っております。

○　川上委員

私はね、こういう財政援助団体、今年は一つも監査しないというような監査計画認められない。

是非見直してもらいたいと思う。

同時にね、その事務局スタッフが足りないという問題も軽視できないと思う訳ですよ。

足りないというからには。

それで庄内の浄水処理施設を巡る汚職事件。

それから、庄内の町有地売却を巡る問題について、６月１３日に二つの住民監査請求が提出されたけれども、ようやく一昨日受理された。

２０日かかってますね。

これも事務局のスタッフが足りないせいですか。

お尋ねします。

○　監査事務局長

これにつきましては、請求人さんへの監査請求の補正等もございまして、その日数が要りましたというようなことでございます。

○　川上委員

今、飯塚市はね、行財政改革大綱を作ろうじゃないかっていう話している訳でしょう。

もうたたき台もできているかもしれませんけど、監査委員会、監査委員、監査委員会の事務局の果たす役割は大きいですよ。

それで事務局長がね、人が足りないと言っている訳ですよ。

市長。

どうにかできませんか。

人を増やすとか。

お尋ねします。

○　人事課長

監査の書記体制につきましては、合併協議の中で１市４町の首長さん方、ご審議いただきまして、その数、類似団体等の数を踏まえました中で、決定されたものでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○　川上委員

もう、くどくどと申し上げませんけども、市長も実施計画を見せてもらってね、こういう９団体ね、完全フリーでいいのかどうか、ちょっと再検討してみてください。

人がおればやりたいとのようのことですから。

要望をしてこの質問を終わります。

○　委員長

以上で、質問通告分の質疑は終わりましたが、その他の部分であればお受けいたします。

○ 原田佳委員

まず指摘箇所とかじゃなくてですね、全般的なことについてお伺いをいたしたいと思いま

す。
この予算書は私ども旧各町でこういった形で出ておりましたけども、ただ問題は、違うのが委託料のところでございます。
この委託料がですね、何ゆえに空白になってるのか。
旧４町では、明細がきちっと入ってたんですよ。
で、今回特に、合併直後ということもありましてですね、前年度との比較もできない。
平成１６年度の１市４町での連結決算の資料もないわけです。
比較しようもないで、こんなものを精査しろというのも、これはちょっと難しいと思うんです。
ましてや、委託料の空白。
この資料の中にありました。
支出合計が６１４億円ですか。
で、委託料関係が３８億円です。
決してこれ、小さな金額じゃないですよ。
なんでこれが出なかったのか。
こで、合併協議会での事務レベルでの話し合いだと思うんですけれども、どういう形でこれが空白欄ということに決定されたのか、まずこれをお伺いしたいと思います。

○ 委員長

原田佳委員にちょっとご相談ですけれども、ただ今、委託料に関する質疑がなされましたけれども、これは予算書全款にわたる問題と私は判断いたしますので、出来ますならば、総括の中で全体問題として問題提起をしていただけませんでしょうか。

○ 原田佳委員

委員長がそういうことなら、今、仲介の労をとられてるようでございますけれどもね。
しかしながらこれは、全般的な総括でも構いません、しかしこれ、一言だけ言わせていただきたいのはですね、やはりこういった問題は、これは今年通ってしまえば、来年度から同じものができるわけですよね。
そうすると、比較のしようもない。
例えばですよ、この６８・６９ページなんか電算管理費がありますけど約２億２千万円ですよ。
その中で使用料及び賃借料が１億円。
なんとその中の委託料が８，５００万円あるわけなんです。
半分近くあるのに内容が全く分からないというのは、ちょっとおかしいかなと。
まあ、総括の部分でこれはまた言わせていただきたいと思います。
それでは、ちょっと中に入らせていただきますが、今申し上げました電算管理費の中の、合併になりまして発生しましたいろんなシステムが再構築された部分があるかと思います。
この再構築されて発生した電算管理費、これはどの位の金額があるのか。
また、１４節の使用料及び賃借料、いわゆるリース料だと思いますが、このリース料にどの位の金額が跳ね返ってきたのか、お尋ねしたいと思います。

○ 委員長

原田佳委員、できますならばページ数をお示し願えませんでしょうか。

○ 原田佳委員

先ほど言いましたように、６８と６９ページですね。

○ 情報推進課長

今お尋ねの電算システムの委託の全体金額については、ちょっとしばらくお待ちください。
すぐ計算いたします。
使用料に関しましてのこの中の、１４節の使用料及び賃借料、６９ページですけれども、電算機借上料の７，３３５万２千円は、これは旧飯塚市が５年リースでホストコンピュータを持っ

ておりましたので、その分の残でございまして、これは平成１８年度で終わりになる分でございます。
それ以外の電算機借上料の１，６００万円のうち、私どもが管理しておりますのは約３００万円程度でございまして、これは税システムに関するシステムの端末等の機器の借上でございます。

○ 原田佳委員

その金額につきましては、数字が出るんでしょ、後で。

○ 情報推進課長

今お尋ねの総務管理費の中の、電算管理費の中の委託料につきましては、これは全てがその中の、今上がっておりますけれども８，４００万円、私どもが管理しておりますのがそのうちの３分の２程度でございますので、今、資料を持ち合わせておりませんので、しばらくお待ちください。

○ 原田佳委員

それでは、しばらく待ってくれということですから、委託の方でちょっとお聞きしたいんですけれどね、このイントラネットの保守委託というのがございますね。
これ多分、庁内ＬＡＮのことだと思うんですけど、これは新しく構築された分ですか。

○ 情報推進課長

これにつきましては、これは旧筑穂町が事前に総務省の地域イントラネットの補助金をいただいて、光ファイバー等構築した部分の保守の委託でございます。

○ 原田佳委員

ということは、それをそのまま１市４町で流用しているというふうに理解していいわけですか。

○ 情報推進課長

地域イントラネットといいますか、本庁舎と支所との間のネットワークにつきましては、もちろん新たに全部組んでおります。
それから本庁と各出先という形で、これは新たに組まないと仕事ができませんので、全て組んでおります。
ただ、今まで、旧町とそこの出先との関係の中で、いろいろネットワークを組んでおりましたけれども、それは全体のネットワークの整合性であるとかセキュリティという面で、全て本庁と対支所、それから本庁と各出先、出先は八十何箇所ありますけれども、そことのネットワークを組んでおります。
ただ、筑穂町に関しましては、そういう光ファイバーで組んでおりましたので、筑穂町に関しましては光ファイバー等を利用して、筑穂の総合支所と筑穂の出先に関しましてのネットワークに現在使用しているという状況でございます。

○ 原田佳委員

その件については理解をいたしました。
ではそこで、住基等の基幹業務システムの保守点検委託料というのがございますが、この項目の中に、先ほど話が出ましたセキュリティであるとか、そういったものは含まれているんですか。
お尋ねします。

○ 情報推進課長

住基等の保守点検、基幹業務の保守点検につきましては、住基「等」と入っておりますのは、税とか、そういったものも含まれておりますので、その中で必要な部分修正であるとか、それから法律が変わりますので、そういう法律に関係する部分をそこの中で修正をしていくということでございまして、セキュリティに関しましては構築の時点で、セキュリティに関する

ものはほとんど組んでおります。
それで、それ以外に関しましては、例えばこの中にあります情報ネットワークシステム管理業務であるとか、それから総合行政ネットワークであるとか、そういった中で、ＬＧ－ＷＡＮであるとか、そういったものがございますので、そこで委託契約の中でセキュリティを高めるということで、しております。

○ 原田佳委員

今、セキュリティのことは大体分かりましたけれども、今、現在のシステムの中では端末が職員さん１台にあたり、旧４町ではそれぞれが卓上でネットに接続できてたわけですね。
今現在はできてないんです。
１課に確か１台、ネットにつながる部分があるということで、いずれはこれ、先にそういうふうなシステム構築に進んでいかなきゃいけないと思うんですよ。
そうした時に、今からですよ、これをどうやって再構築していくのか、そういったものがこの予算の中にきちっと今度の予定として入ってるのかどうか。
これをお伺いしたいと思うんです。
いいですか、まず今度の合併においてですね、非常にそれぞれのシステムが、新しいところもあれば古いところもあった。
しかし、この合併において残念ながら一番古い飯塚市に合わせたということが、非常に無理が出てるわけですね。
で、それに対して、これ再構築やっていくしかないんですよ。
増改築やったって、これはもう使い勝手が悪いことこの上ないんです。
これ、職員さんが一番分かってあると思うんですね。
で、今後そのような費用を、この中でどこかに見てあるのか。
ちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 情報推進課長

今お尋ねの件の、まず最初に、職員の端末からインターネットに出て行けるという話でございましたけれども、これは確かに、合併前には穂波と庄内はそういう設備になっております。
で、インターネットという部分に関しましては、大きな意味では二つございます。
ブラウザを見る、例えば情報を検索する部分である。
それは通常皆さん方がインターネットだというふうに思われてると思いますけれども、インターネットのもう一つの大きな要因としましては、ｅメールを使えるかといったことでございます。
それで私ども、合併協議の電算部会の中で、穂波と庄内に合わせて、各端末からいわゆるインターネット全般、ブラウザもｅメールも使えるようにするかどうかということに関しまして協議しました結果、セキュリティの問題ということもございますので、インターネットメールに関しましては職員の机から全てできるようにしております。
送受信できます。
ただしブラウザに関しましては、通常ブラウザが時間中に必要なものというのは、そうないだろうと。
通常は、例えば検索するにしましても、業務用に検索する部分については、各課１台あれば十分ではないかと。
で、そのシステムを別々にしたほうが、セキュリティ上、保たれるというふうな電算部会での検討の中で、その二つに関しましては分けております。
ですから、職員はインターネットのメールに関しましては全てＯＫとなっておりますけれども、ブラウザに関しましては各課１台設置しております端末から出て行く、情報を検索するということになっております。

それから、今、委員お尋ねの今後のことについて、この中に予算が含まれているかということでございますけれども、合併したばかりでございまして、今、具体的に今後どうしていくかと。で、通常、ホスト系とかいったものに関しまして、５年リースというふうな一般的な電算の中で行われておりますので、これに関しましては今後庁内で、電算運営委員会等も設置しておりますので、そういったところをもとに、庁内の意見を集約いたしまして、どのようなネットワーク、どのようなシステムがいいのか、そういったことに関しましては協議して、改善できるものは改善していきたいというふうに考えております。

○ 原田佳委員

まずですね、課に１台で良いと、これで十分だっていうことだったんですけど、大変な見識間違いですよ。

何が１課に１台で済みますか。

いいですか、そんなこと言われるとまずどうなるか。

自分が欲しいところであれば、自分で画面で見ればいいんですよ、ウェブ上で。

１台しかないと、プリントアウトしなきゃいけないんです。

よくそこらへん詳しく調べてごらんになったらわかると思うんですが、多分紙ベースに、今なってると思いますよ。

全部の事務処理が。

要するにそういうことなんですよ。

画面で見てわかることがあれば、それでいいんです。

セキュリティっていうのは、今から当然やっていかなきゃいけないものなんですよ。

それをですね、安全性の問題があるからかに１台でいいなんていう見識が、私はそれは疑いますね。

それ、どこから仕入れた情報ですか。

お尋ねします。

○ 情報推進課長

まず、セキュリティの面で考えますと、今、各職員の端末で置いております１台は、全てサーバを経由して内部情報系であるとか、それから財務会計、そういったいわゆるバックオフィスという業務に使っているわけです。

それが、インターネットの回線に、直接ブラウザに出て行くということになりますと、非常にセキュリティの問題で難しい部分があると。

それから今、委員ご指摘のブラウザを見ればいいじゃないかという話ですけれども、実際に私どもが、今現在でもそうですけれども、その必要性というお話でございますけれども、通常インターネットで情報を見るといった場合には、その業務に関して必要があるかどうか見るわけでございまして、その必要性があるかどうかというのは、例えば各課長なりが、こういった資料はないのかと、それからそういったものを出せということになってくるかと思いますけれども、そういった面で見るということで考えておりまして、そういったことに関して電算部会で、ブラウザを見るということとインターネットのメールを見るということは別でいいんじゃないかということで、結論が出たわけでございます。

○ 原田佳委員

何度も同じことは言いませんけどもですね、将来的にはやっぱり、ＣＳサーバからクライアント側に行くときに、当然これ、セキュリティシステムがあって当然ですよ。

これは今からクリアしていかなきゃいけない問題なんです。

安全性を考えるから数を減らすとかですね、そういうことじゃないんですよ。

セキュリティに、むしろ積極的に取り組んでいかなきゃいけない問題なんですよ、これは。

インターネット接続やるとウィルス対策、セキュリティが心配だから数を減らすなんていうの

は、いわゆる、よく言われる平準化、下に合わせるのと同じことなんですよ。
これはやはり、今後ぜひ検討いただきたいと思うんですね。
それから、メールができるようになりましたと。
あの、郡部では全部、メールできてたんです、今まで。
ネットもつながってましたしね。
だから、旧飯塚の職員さん、一度話した時に、今度合併して初めてメールができるようになりましたと、喜んでありました。
でもね、旧町からいったら当たり前なんですよ。
当たり前のごとくメールして、当たり前のごとくデータを転送してたんです。
それが今できない。
わざわざ課に行ってそれをしなきゃいけないということでしょ。
だから、そういったものも含めてですよ、今後はこれを検討してくださいと。
ただし、検討というのは、行政用語の検討じゃないですよ。
前向きに検討ですよ。
これをぜひお願いして、終わりたいと思います。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　１４：２８

再　開　　１４：３７

委員会を再開いたします。

その他、質疑はございませんか。

○ 葛西委員

５３ページ、１９節ですね。
嘉飯山議長会負担金、５万１千円であがっておりますけれども、嘉飯山議長会、これ、解散しております。
それともう１つ、この嘉飯山という名称が、今はそぐわないと思うんですけれども、この名称についての取り扱いを何か考えてありましたら、答弁をお願いしたいと思います。

○ 議事課長

これまで２市８町で議長会が組織されておりましたが、３月の合併により嘉麻市・桂川町・飯塚市となり、この名称は仮称ということでご理解いただきたいと思います。
今後、この名称および会の運営等について協議がなされることと考えておりますので、よろしくお願いします。

○ 委員長

その他、ございませんか。

○ 大庭好委員

通告外で大変恐縮でございますが、６５ページの１５節、工事請負費ですね、２千万円。
留学生等住宅整備工事。
これについて、目的を簡潔に教えてください。

○ 総合政策課長

飯塚市は国際交流を推進して、また学園都市を目指してまちづくりを進めております。
その一環といたしまして、飯塚市の大学に留学生としてお見えになった外国の方への支援事業として、この事業を計画しておるわけでございます。
県営住宅の建替計画に挙がっております住宅を市の方が譲渡を受け、改装して低廉な家賃で留学生の方に利用していただくと、そういうふうな事業計画でございます。

○ 大庭好委員

先ほど財政課長から資料の説明がございました。
相田の県営住宅ですかね、ここを改装して４棟１６戸を建てるということでございます。
これは、もちろん留学生「等」と書いてますけど、留学生を対象にしたものと思いますが、これは１人に１戸ということで理解していいですか。

○ 総合政策課長

留学生「等」ということでございます。
研究でお見えになっている方もいらっしゃいますので、「等」ということを付けさせていただいております。
そして留学生の方、お１人の方もいらっしゃるし、ご家族の方もいらっしゃいます。
その入居に関しましては、九州工業大学の学校の方とも協議しながら、入居の選考あたりも今後検討していきたいと思っております。

○ 大庭好委員

ちなみに、先ほど低料金と言われましたけれども、金額は、家賃は決まってないでしょ。

○ 総合政策課長

今、案を検討している段階でございますが、考え方といたしまして、市営住宅の家賃が決まっておりますが、その一番低いラインを目処に検討をさせていただいております。

○ 委員長

他、ございませんか。

○ 西川委員

私、７６ページの目尾地区工業団地造成工事に関連してでございますが、今まで答弁の中では、ここを造成すると２社ないし３社ということで、頴田地区に松尾工業団地があるから、これを含めると５社程度の誘致が可能ではないかというふうにおっしゃったように記憶があるんですが、そうしますと、松尾工業団地はもう調査も全部終わりまして、今は配水敷設工事あたりで、もう工場もできるということになっておるというふうに考えております。
それでございますので、目尾の工業団地造成も結構でございますが、それに併せまして頴田地区の松尾工業団地、ここに是非とも企業誘致を働きかけて、強力な働きかけをお願いしたいと。
そういう気持ちがおありなのかどうかというのを、まずお尋ねをしておきます。

○ 商工振興課長

この松尾工業団地につきましては、県の工業団地でございます。
そういった中で、私どもは県と一緒になりまして企業誘致に取り組んでいるところでございます。
現在のところ、松尾工業団地の１区画に企業が進出するというふうなことが、決定いたしております。

○ 西川委員

県の工事で、松尾工業団地に進出する予定があるというふうに聞きましたので、安心を少ししてるんですが、工業団地を造成しまして、あとは案内地図の設置とかが、まだ頴田地区にも非常に少ないというふうに考えられますので、ここらあたり、この６７ページにもあります工業団地案内標識設置工事と、こういう費用の活用もお願いして、ぜひ工業団地への企業誘致に極力頑張っていただくことをお願いをしまして、このことについての質問は終わります。
その次に、７７ページのことです。
この、町内会の自治組織が２７５というように聞いたように思うんですが、これに付随して、自治公民館の自治連合会補助金というのが、この７８ページに５００万円ほどありますが、ここらあたりのことを説明してください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　１４：４７
再　開　　１４：５０
委員会を再開いたします。

○ 市民課長

この補助金につきましては、合併前から各旧町に補助金が自治会に対して交付されておりましたので、それをそのまま踏襲したような予算になっております。

○ 西川委員

そのことについては、わかりました。
そうしますとですね、資料要求をお願いしたい。
と言いますのは、今までの１市４町の各自治公民館、飯塚では町内会といってましたが、よそでは何々区といっていた、いろいろ呼び名が違うようでございますが、各自の今までの１市４町分を個別に、自治会に渡す助成金の個別金額といいますか、それを資料要求としてお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。
資料要求があっておりますが、それに対する対応、できますか。

○ 市民課長

はい。
対応できます。

○ 委員長

おはかりいたします。
ただ今、西川委員から資料要求があっておりますが、資料を要求することにご異議ございませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。
よって、資料の提出を求めます。
他に質疑はございませんか。

○ 坂平末委員

７０番、坂平です。
財産管理費、６３ページですね。
土地貸付等分収交付金、これの内容を、ちょっと説明していただけませんか。

○ 管財課長

今ご指摘のあっている分でございますが、土地の分収金のことだと考えております。
現在、旧頴田町においては、各区が存在いたします。
勢田区、鹿毛馬区、口原区とありますが、この区の中で、頴田町名義のものに名実統一地、区が所有を存在していると考えられ、旧町従前より、その土地の借地等に関しまして分収金を払うようになっております。
その割合といたしましては、区と町の割合が６：４でございます。
慣行となって、現在も残っております。
なお、これの根拠といたしましては、合併協定項目の中で、歴史的経過または旧来の慣行により、地域または地縁的団体等において公有財産に関する入会権その他の実質的な権利として継承されたもので、登記・登録に適さない慣行的な権利については、歴史的経過または旧来の慣行を継承し、新市に引き継ぐものとなっておりますので、この予算を組んでおります。

○ 坂平末委員

今現在、２９７件中２００件の建物があるわけですね。

○ 管財課長
　そのとおり、約２００件でございます。
○ 坂平末委員
　これは合併協定項目で協議をしてありますけどね、基本的に今後このまま、合併協議で協定を結んだとおりに、今後も永久的にこのままの状態で置いておくわけですか。
○ 管財課長
　合併協定項目の中でなされておりますが、時間がかかるかと思いますが、今後関係機関との協議を行いながら、法的専門家のもとに区分基準を定め、整理をしていく必要があると考えられます。
○ 坂平末委員
　旧頴田町での今までの、頴田村ですか、公有林の整備・統一書というものがあると思うんですよね。
こういう中において、合併協議会の中で、協定項目の中で協議されてありましたけどね、やっぱりこういったものは早く精査していただいて、要は新市になったわけですから、新市の保有財産の一部ですからね、これをそういった方向で利用するのはいかなるものかなというふうに思いますので、あくまでも要望で終わっておきますけれども、この辺はできるだけ早く解決をしていただきたいと思います。
○ 委員長
　その他、ございませんか。
（　な　し　）
　では、１款　議会費、２款　総務費についての質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。
　休　憩　　１４：５６
　再　開　　１５：０６
　委員会を再開いたします。
第３款　民生費８９ページから１１６ページまでを議題といたします。
まず最初に、川上委員に発言を許します。
○ 川上委員
　９０ページ、社会福祉総務費中の、民生委員児童委員調査活動についてお尋ねします。
まず、現在、民生委員児童委員は何人か。
また、調査活動ではどういう課題があるか。
さらに、報償費は一人あたりではどの程度になるのかお尋ねします。
○ 保護１課長
　民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱し、厚生労働大臣の定める基準に従い、市町村の意見を聞いて定数は定められております。
合併後の定数は２８４名になっております。
活動内容といたしましては、担当区域内の社会福祉の増進に努めることとなっております。
具体的な内容は、相談・支援といたしまして高齢者・障がい者の在宅福祉・介護・保健医療、それから子どもの地域活動・学校生活、さらには生活環境等、日常的な相談・支援を行っております。
調査活動といたしましては、地域の実情把握、事業等の参加協力、また地域福祉の自主的活動を行っております。
その他、委員相互の連絡調整や、関係機関との連絡調整を行っております。
委員の活動日数を述べさせていただきますと、平成１６年度分でありますけど、民生委員一人当たり月に約１０．７日の活動日数となっております。

今回予算計上させていただいた報償費は、その活動へのお礼といたしまして、一人当たり月額３，０００円の２８４人分でございます。
以上でございます。
○ 川上委員
　小泉構造改革のもとで広がる格差社会、こういう中で今答弁があったような調査活動ですね、大変複雑で困難を極めているだろうと思うわけです。
こういう中で、月額３，０００円で月に１０日行動されておるという状況なんですが、私はこの２８４人というのが、「厚生労働大臣の定める基準に従い」ということなんですが、上限まで達していないのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。
○ 保護１課長
　基準の細かい数字は、資料を持ち合わせていないので説明はできないのですけど、１市４町分が一緒になりまして、市町村の人口割合がありますので、若干の定数の枠はあると、私は認識しております。
○ 川上委員
　実は、町内会長さんで民生委員を兼ねたり福祉委員を兼ねたりと、それも８０歳を超えてる方もおられるんですかね。
それに、防災まで地域で頑張れと言われて、もう何もかもやめたというふうに言いたいという方もおられるわけです。
こういう状況があるわけだけれども頑張っておられる。
ですから、市が直接行うべき仕事は市が直接行わなくてはならない、強化しなければならないんだけれども、この民生委員さんを上限一杯まで増員することによって、もっと高齢者の見守りとか充実させることができるかもしれないと思うわけです。
この増員について検討できませんか。
お尋ねします。
○ 保護１課長
　民生委員の任期は３年になっております。
従いまして、来年の１１月３０日までが、今委嘱された期間になっております。
定数の見直しにつきましては、その一斉改選の時に地元からの要望があった時に、県知事を通じまして国に要望してまいりたいと思っておりますので、各地区の民生委員さんの活動状況なり、民生委員さんのご意見を伺いながら、来年の一斉改選の時には検討してまいりたいと思っております。
以上でございます。
○　川上委員
　次の質問に移ります。
９３ページ・・・
○　委員長
　川上委員、すみません。
ちょっと休憩してください。
次に、野見山委員に発言を許します。
○　野見山委員
　野見山です。
今のところの９２ページの１９節の負担金及び補助金、このところにですね、「とうふう」協会というんですかね、藤楓協会負担金。
初めて聞く名前で、うちの会派の人からも是非聞いてくれということでありましたので、この「とうふう」協会ですね、この呼び方があってるのか、またこの藤楓協会というのがどのよう

な組織なのかをお尋ねいたします。
○ 社会・障がい者福祉課長
　お答えいたします。
この負担金につきましては、ハンセン病予防特別会費でございます。
人口１０万人以上の場合は１６，０００円の負担となっております。
この会費の額でございますけれども、各市町村の人口で決められております。
なお、この負担金の目的、性格でございますけれども、平成８年４月１日に、らい病予防法の廃止に関する法律が施行されまして、ハンセン病は通常の疾患として取り扱われることになりましたけれども、いまだに偏見や差別意識は払拭されておらず、本市も引き続き、この団体との連携のもとに必要な施策を実施するものでございます。
以上でございます。
○　野見山委員
　ありがとうございました。
明確な答弁で、よくわかりました。
○　委員長
　続きまして、川上委員に発言を許します。
○　川上委員
　先ほどは失礼しました。
９３ページ社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金に関連して、いくつかお尋ねいたします。
まず国保世帯数とその全世帯に占める比率、どのようになっておりますか。
○　健康増進課長
　今年の３月末でお答えさせていただきます。
総世帯数５７，１９５世帯のうち国保の世帯２７，８３３世帯で４８．７％でございます。
○　川上委員
　４８．７％。
このうち短期保険証の交付状況はどうなってますでしょうか。
お尋ねします。
○　健康増進課長
　短期証の交付総世帯でございます。
同じく３月末現在でございますが１，８８５世帯。
ちなみに６ヶ月証が１８３世帯、２ヶ月証が１，５９７世帯、１ヶ月証が１０５世帯でございます。
○　川上委員
　６月１日現在はどうなってますか。
○　健康増進課長
　６月１日賦課現在でございますが、総数で短期証の交付総世帯数２，３３１世帯でございます。
６ヶ月証が１７７世帯、２ヶ月証が２，０７１世帯、１ヶ月証が８３世帯でございます。
○　川上委員
　国民健康保険の世帯のほぼ１０件に１件が短期保険証しかもらえてないという現状ですね。
それで、資格証明書、つまり保険証の取り上げですね。
この状況を支所ごとも含めてお尋ねします。
○　健康増進課長
　６月１日現在でお答えさせていただきます。

まず資格証明書の交付総数８７５世帯、旧市町で申しますと飯塚市４７３世帯、穂波町２６６世帯、筑穂町４０世帯、庄内町５３世帯、頴田町４３世帯でございます。

○　川上委員

先ほどはですね、短期保険証の交付２，３３１と保険証取り上げの８７５を加えて全体に占める比率見ると１１．５％。

この数字は何かと言うと正規の保険証を持たない世帯の比率ということです。

それでこの中で、今言われた中で、筑穂町、それから頴田町、３月末、合併直後ということになると思うんですが、このときの資格証明書の交付数はいくつですか。

○　健康増進課長

筑穂町はゼロでございます。

頴田町におきましてもゼロでございます。

○　川上委員

そうすると筑穂町は合併直後ゼロだったのが、保険証取り上げですよ、４０世帯、それから頴田町もゼロだったのが４３世帯。

この旧自治体でいうと筑穂町と頴田町だけで８３世帯が新たに保険証を取り上げられたということですね。

どう思いますか。

○　健康増進課長

ただいまの頴田町のゼロの部分に関しましては、頴田町におきましては、その前年と資格証明書の交付はなされておりました。

３月末におきましてゼロという数字になったのはその都度、都度での数字の積み上げをやっております。

たまさかで申し訳ありませんが、この頴田町ゼロの数字につきましては、調べてみますと合併前後といったことで事務繁多のために発行が４月にずれ込んだといったことの確認をいたしております。

補足でございます。

○　川上委員

私の手元資料で庄内町、これは平成１６年３月末がゼロ、平成１７年３月末がゼロ、合併直後の１８年３月末が５７、それと先ほど報告があった６月１日が５３なんですね。

全体として増傾向にある。

全体としてですね。

これは、要因はどういうふうに考えてありますか。

○　健康増進課長

はい、資格証明書の発行につきましては、基本的に国保税の滞納、納期限後１年以上といったような一つの事務処理の要綱がございます。

その資格証明書を発行する前段といたしまして、ただいま申しました納期限後の滞納者の方々に一応ご連絡申し上げて、納税を促しておるわけでございますけれども、基本的に納税されない方につきまして、その切り替えの折等に資格証を発行いたしております。

保険者といたしましては、その納税の基本的な計画等を立てていただきますならば、短期証での切り替え、また１年証への切り替えという形でお願いしているわけでございます。

以上ちょっとお答えさせていただいております。

○　川上委員

すぱっと言われませんでしたけど、やっぱり世の中が悪いわけでしょ。

今時健康保険証を好き好んで返す人は少ないですよ。

返すというかいらないという人は。

ですから皆保険証をもらうために保険税を払いたいわけですよ。
でもそれが払えない、国保税が高いだとか、収入が低減もあるかも知れませんけど、厳しいとかいうことで払えないわけですよ。
それなのに保険証を取り上げていくと。
そもそも保険証を取り上げるという目的は収納率を上げるというのが目的ではないんですか。
でも全体としては、これなかなか効果が上がってない。
保険証の取り上げでは収納率は自動的に上がらないでしょ。
その一方で命、健康の危険だけが迫られてくると、私は大変なことだと思うわけです。
それであなた方は、手続きだからということで必ずしも事務的かどうかわかりませんけど、保険証取り上げていきますね。
先ほど言ったように筑穂町だけとっても４０件、こういう自分たちが国民健康保険証取り上げる世帯が、病院に掛かっているかどうか、掛かれているかどうか、把握してますか。

○　健康増進課長

詳細には把握しておりませんけれども、旧飯塚市では月に４件から５件程度あったというふうな報告は聞いております。

○　川上委員

保険者がですね、被保険者から健康保険証取り上げて、そして後は勝手に病院に行ってくれということで済むものかどうかですよ。
私は絶対そういうことは許されないと思う。
それで本当に津波のような小泉構造改革、格差社会の中で苦しんでいる市民、ここに心寄せてまず保険証は原則交付すると、国が何と言おうと、そしてもう取り上げやめるというように言っていただけませんか、お尋ねします。

○　健康増進課長

ここの保険者といたしましてはその受診の機会を奪うものではございません。
１０割負担といったそのときの負担がかなり重くなるといった実情もわかるわけでございますけれども、基本的に国保財政の健全な運営を図るため、また給付と保険者間の負担の公平性といったもの含めまして、いわゆる納税にかかわることでございますので、そういった意味合いからこれをやめるといったことにはならないのではというふうに思っております。

○　川上委員

ここにおられる議員の皆さんにしても、公務員の皆さん、市職員の皆さんも直接か間接かでサラ金だとかヤミ金で困ってるという人から相談受けたことないですか。
いろんなパターンがあるんだけど、医療費が苦しくってお金借りてしまったというのもかなりあるんですね。
私の場合、かなりあります、相談の中で。
それで厳しい人たちがもっと厳しいところに追い込まれていく状況ですよ。
１０割お金払える人はいいんですよ。
それで高額所得者でね、１０割でもどうでもいいよという人はいいですよ。
そういう人少ないでしょ、おそらく。
それで私はせめて飯塚市は保険証がなくても、急病になったとき、１０割、急病になったとき、お金がなくても急迫事態ということで病院に掛かれるようにしとかないといけないと思うんだけど、そこのところどうですか。

○　健康増進課長

はい、資格証、それから短期証、短期証はあれでございますが、基本的に被保険者の方が病院に掛かる場合、今言われます１０割負担があるために病院に行けないといったような、そういった急病になったといったような場合におきましては、連絡いただければ受診は十分にやっ

ていただきまして、事後処理といたしましてただいま申します納付の関係等の調整を図りながら短期証への切り替え等のいわゆる事務手続き等、事後処理といった形で行っておりますので、決して急病のときに受診を妨げるといったような事務処理は行っておりません。
以上でございます。
○　川上委員
　そしたら急病のときに、保険証がなくてお金もなくて病院に行っていいですか。
お尋ねします。
○　健康増進課長
　今、資格証であれば１０割、短期証であれば通常の例えば３割等の負担等の部分はでてきます。
もちろん個人負担部分につきましては、おのずと発生するものでございますので、その分は、負担は必要かと思います。
○　川上委員
　合併してね、やっぱり国民の、市民の命を脅かす事態が進行しているんじゃないですか。
旧飯塚市では市長が保険証を取り上げるでしょ、でも人間だから病気になるじゃないですか。
命にかかわることがあるでしょ。
病院に行かないといけないでしょ、お金がない、保険証もない、３割も払えないのに１０割とか払えるわけないでしょ、それぐらいなら保険税払いますよ。
じゃあこの人たちは急病でそのまま病気が重くなったり、場合によって死んでいいんですか。
そういうわけいかないでしょ。
病院に行くでしょ。
そしたら飯塚市は、旧飯塚市はそこから健康増進課に電話かけてもらうんですよ。
そして確かにこの人被保険者だと、今保険証持ってないけど、治療を受けさせてやってくれと。
その上で今後納税については相談するというような急迫事態に対応するせめてもの措置をとってたわけです。
そういうのは合併と同時にやめたんですか、お尋ねします。
○　健康増進課長
　やめたということではございません。
そのことは継続して行っていくということになると思います。
○　川上委員
　そのことを確認しておきます。
そういう急迫事態にすぐに対応できるように強く要請しておきたいと思います。
○　委員長
　川上委員、どうぞ。
○ 川上委員
　次に９４ページ、高齢者福祉費、委託料の一番上にですね、シルバーインターホン保守点検委託料というのがあります。
これについてお尋ねしたいんですが、まず、これは下の方にですね、９５ページに負担金補助及び交付金というのがあって、シルバーハウジングというのがあるんですけど、これとも関連してるようです。
そこで、このシルバーハウジングというのが何かをですね、まずお尋ねします。
○ 庄内支所保健福祉課長
　　お答えいたします。
シルバーインターホン保守点検委託料についてご説明をいたします。
概要から入らせていただきます。

平成１４年度から県営住宅有安団地高齢者住宅整備計画に基づきまして建設が始まりました３棟の中の、３０世帯の高齢者世話付き住宅内にインターホンシステムが設置されております。
この高齢者世話付き住宅につきまして、入居の資格としましては、６０歳以上の単身者、または６０歳以上の夫婦等となっております。
ご質問のシルバーインターホンにつきましては、日中に常駐しています生活援助員との朝夕の２回におけるインターホンによる安否確認、在宅時に１２時間以上水を使用しないとき、あるいは連続９０分以上の水使用の際に、警報機が作動いたします。
また、夜間におきましては電話回線を利用しまして、緊急時の通報ができるためのインターホンシステムとなっております。
このインターホンシステムの機能が緊急時に平常どおり対応できるように、保守点検委託を行うものでございます。
それからもう一点、高齢者住宅等の委託料につきましては同じ要素を持っておりまして、これは高齢者住宅等安心確保事業運営委託事業となっております。
以上でございます。

○ 川上委員

それで、シルバーハウジングとは何ですかね。
ちょっとわかりにくいんで、短く説明していただけませんか。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。
シルバーハウジングと申しますものは、県営住宅有安団地の中の３棟の中にエレベーターがございます、５階建て部分と４階建て部分がありまして、エレベーターの両脇にこの高齢者住宅を設置してあります。
これがシルバーハウジングでございます。
終わります。

○ 川上委員

それで、先ほど言われましたシルバーインターホンというのは、その方々のためのシステムということですね。
県営有安団地というのは、先日オープンですね。
ですから、スタートしたばかりですか。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。
これは第１期が２１世帯、第２期が９世帯でございまして、現在９世帯について受付中ということになっております。
以上でございます。

○ 川上委員

これは旧庄内町時代からの事業ですか。

○ 庄内支所保健福祉課長

お答えいたします。
旧庄内町時代からの継続でございます。
以上です。

○ 川上委員

初期投資はどの位かけてありますか。
わかりますか、今。

○ 庄内支所保健福祉課長

その経費については、ちょっと数字的に持ち合わせておりません。

○ 川上委員
　細かいことに入りすぎたんですが、私が知りたかったのは、このシルバーインターホンという、県営住宅全体じゃなくて、シルバーインターホンというのを、旧庄内町がそのシステムについては責任もって設備したのかなと思ったわけです。
福岡県が設備したんですか。
○ 庄内支所保健福祉課長
　これは県による事業によります設置したものでございます。
○ 川上委員
　　感心をして聞いておるわけですけれども、この福祉サービスの委託料、実績がわかりますか。
○ 委員長
　　川上委員、どの部分についての委託ですか。
すみません、ちょっと理解し難いので、今一度具体的にご質問願えませんでしょうか。
○ 川上委員
　　私もだんだんわからなくなってきました。
このシルバーインターホン保守点検委託料は、過去の実績はどの位ですか。
○ 庄内支所保健福祉課長
　　お答えいたします。
平成１７年度で６３万円でございます。
以上です。
○ 川上委員
　　これで、ただ今の質問を終わります。
○　委員長
　引き続いて、どうぞ。
○　川上委員
　９５ページ、同じく高齢者福祉費、高齢者住宅改造助成金について伺います。
まず第１は制度の内容、あらためてお尋ねいたします。
○　高齢者支援課長
　高齢者住宅改造助成事業につきましては、介護保険認定者に対しましては、介護保険から２０万円の給付があります。
また一般施策として介護保険対象外の住宅改修に対しまして限度額３０万円で助成するものです。
なお、浴室の改修につきましては、多額の費用を必要とすることから介護保険対象の改修ではありますが、助成の対象といたしております。
また介護保険では制度で自立の方につきましても住宅改造が必要と認められる方に対しまして、介護保険対象の住宅改修について限度額１０万円で助成をいたしております。
助成割合につきましては、生保世帯が１０割、非課税世帯が９割となっております。
以上でございます。
○　川上委員
　最近の実績、今年度の見通しはいかがでしょうか、お尋ねします。
○　高齢者支援課長
　最近の１市４町の助成実績につきましては、今度予算委員会の資料を提出させていただいておりますが、１５年度、１６年度、１７年度で、まず１５年度ですが認定者１４名、それと自立者９名、これ１市４町合算でございますが、合計２３人で約３６２万２千円。
１６年度では認定者１４名、自立者９名、合計２３名でおおよそ３７１万８千円。

１７年度では認定者１０名、自立者１７名、合計２７名で約３０１万２千円となっております。
１８年度の予算に関しましては、要介護者、認定者につきましては１７名、自立者につきましては、２０名を予定いたしておりまして、合計５０３万９千円を計上させていただいております。
以上でございます。

○　川上委員

最近の実績の中で申し込んだけれども、断られたという例はありませんか。
お尋ねします。

○　高齢者支援課長

住宅改修が必要な方に対しては、すべてお出しいたしておりますし、基準といたしまして生保世帯また非課税世帯となっておりますので、その点につきまして、交付、給付できなかったということはございます。
以上でございます。

○　川上委員

これについての質問を終わります。

○　委員長

続いてどうぞ。

○　川上委員

９５ページ、同じく高齢者福祉費の中に、社会福祉法人利用者減免制度措置補助金についてがあります。
これについてうかがいます。
どういう制度で、対象事業があるのか。
説明を求めます。

○　介護保険課長

社会福祉法人利用者減免措置補助金でございますが、国の要綱に基づき収入や資産が一定基準以下の生計困難者の方に対し、社会福祉法人が運営しております特別養護老人ホーム、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど介護サービス利用の利用者負担額を社会福祉法人が独自に軽減した場合に、市が軽減した費用の一部を法人に対して補助する制度でございます。
県補助が４分の３の補助事業でございます。

○　川上委員

最近の補助実績はいかがでしょうか。

○　介護保険課長

平成１７年の実績で、これは旧飯塚市分だけでございますけれども、利用のあった方は８件いらっしゃいますけれども、この補助金の交付の要件といたしまして社会福祉法人の収入が、その法人が本来受け取るべき利用者負担分の収入の総額の１％を超えた部分に対しまして２分の１を補助するのが基本となっておりますので、総額の１％を超えない場合は、補助はありません。
昨年の実績から申しますと法人に対する補助はございませんけれども、利用者としては８人いらっしゃいます。
以上でございます。

○　川上委員

これは、対象制限を緩和することはできませんか。

○　介護保険課長

この利用者の要件でございますけれども、年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯が一人増

えるごとに５０万円を加算した額、それと預貯金が単身世帯で３５０万円、一人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
それと日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。
また負担能力のある親族等が扶養されていないこと。
それと介護保険料を滞納していないことと５つの条件があります。
この条件は国の要綱がございまして、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスにかかる利用者負担軽減措置事業実施要綱というふうに明記されておりまして、これは補助事業でございますので、この要件は緩和することはできません。
以上でございます。

○　川上委員

国に緩和してくれという意見を言わなければならないという答弁ですね。
じゃあこの質問を終わります。
続けて、同じ９５ページ、高齢者福祉費、シルバー人材センター補助金などについて、お尋ねいたします。
まず第１は２，３９０万円の根拠をお尋ねします。

○　社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。
社会福祉法人シルバー人材センターへの本年度の補助金でございますが、これの予算基準・根拠につきましては、昭和６１年法律、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第２条の４で国及び地方公共団体の責務として必要な援助を行うといったものが根拠になっております。
以上でございます。

○　川上委員

金額の根拠もお尋ねします。

○　社会・障がい者福祉課長

本年度の２，３９０万円でございますが、特に本年度は合併の関係で人件費、あるいは経費の増ということで激変緩和措置として、国と同額の２，３９０万円を支出予定しております。
以上でございます。

○　川上委員

国と市と合わせて、これ×（かける）２があるということですね。
二つ目は貸付を含めそのほかの財政援助、市の財政援助いかがでしょうか、お尋ねします。

○　社会・障がい者福祉課長

先ほど申しましたように、この社会福祉法人シルバー人材センターは、国及び地方公共団体の責務として、認めておりますので他の団体等につきましては、ございません。
以上でございます。

○　川上委員

飯塚市はシルバー人材センターに貸付を出してませんか。

○　社会・障がい者福祉課長

失礼いたしました。
２１節に貸付金ということで１千万円を貸し付けております。
これにつきましては、政府資金の５年の利子・利率を貸付するというものでございまして、年度内の償還となっております。
以上でございます。

○　川上委員

ほかにも飯塚市シルバー人材センター就業機会創出員設置補助金５０万円だとか、高齢者活用生活援助サービス事業補助金２００万円とか、これは飯塚市が出しているわけではないんで

すか。
○　社会・障がい者福祉課長
　先ほど申しました２，３９０万円のほかに、飯塚市シルバー人材センター高齢者活用生活援助サービス事業補助金といたしまして２００万円がございます。
これは介護サービスから周辺サービスまで一貫した生活支援サービスの提供を行う事業ということで従前の介護サービス促進事業と高齢者生活援助サービス事業を一体的事業ということで、再編整理したものでございます。
あともう一つの飯塚市シルバー人材センター就業機会創出員設置補助金の５０万円でございますが、受注件数が落ちておる関係上、新規受注事業を確保するためシルバー人材センターに就業機会の創出を行う就業機会創出員を配置するものでございます。
以上でございます。
○　川上委員
　合計するといくらになりますか。
○　社会・障がい者福祉課長
　ちょっとすみません、お待ちください。
３，６４０万円でございます。
以上でございます。
○　川上委員
　それで３，６４０万円ですね、今年度飯塚市シルバー人材センターに財政出動するわけですけれども、市との契約金額はいくらで、実績ですね。
いくらで、全体に占める割合はどの程度でしょうか、お尋ねします。
○　社会・障がい者福祉課長
　市との契約状況でございます。
旧飯塚市、旧４町との契約の内容でございますが、これ合計といたしまして、１４件で１，０４５万６千円ほどでございます。
あっ失礼、ごめんなさい、すみません、訂正いたします、全体の合計でございますが、旧飯塚市では５３件８，８１１万円ほどでございます。
旧４町でございますが、旧筑穂町では２３件の３９８万円でございます。
旧穂波でございますが、１６件で２，８２０万円でございます。
旧庄内でございますが、２７件で３，６００万円でございます。
旧頴田町が１４件で１，０４５万円になっております。
以上でございます。
○　川上委員
　申し訳ありません。
ちょっと早かったんで、総計を私ができません。
総計が書いた資料があれば言ってください。
○　社会・障がい者福祉課長
　ちょっとお待ちになってください、金額は１億６，６７８万円でございます。
以上でございます。
○　川上委員
　もう割合はいいです。
就業人員と、一人当たりの作業日数、配分金、動向をお尋ねします。
○　社会・障がい者福祉課長
　会員一人あたりの配分金でございますが、旧飯塚市では３，９００円、旧嘉穂シルバーでは４，８００円になっております。

作業日数といたしましては、旧飯塚市では１０７日、旧嘉穂シルバーでは８７日となっております。
以上でございます。
○　川上委員
　それでですね、合併したわけですけれども、働いている方々からですね、合併によって仕事が減ったというお話を聞くわけです。
仕事が減ったのに国の税制の改悪で税金は増えるということで悩んであるんですね。
だいたい仕事は減っていってるんですか、シルバー。
○　社会・障がい者福祉課長
　このシルバーの本市といたしましては、高齢者の経験知識を生かしまして高齢者の生きがいづくり、社会参加ということでございまして、この活動内容につきましては、労働と福祉の中間ということで労使交渉によりますところの雇用関係ではございませんので、そういった意味での仕事が減って収入が減ったということについては、幾分どうかなという考えはございます。
以上でございます。
○　川上委員
　それでこのシルバー人材センターをつくっておる趣旨から言って、働いている方たちの労働の状況それから報酬の受け取りの状況については現状把握を続ける必要があるだろうと思います。
要望してこれに関する質問を終わります。
○　委員長
　続けてどうぞ。
○　川上委員
　次に、次のページ、９６ページ高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金に関連してお尋ねします。
この繰出金のうち、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金、地域支援包括的支援等分というのがあります。
この中に緊急通報システム事業が入っておると聞いておりますが、間違いありませんか。
○ 高齢者支援課長
　　包括的支援事業・任意事業のうちの任意事業の中に、緊急通報システムがございます。
○ 川上委員
　　実施状況をお尋ねいたします。
○ 高齢者支援課長
　現在、旧飯塚市・穂波町・庄内町・山田市・嘉穂町で、システムを構築しておりまして、この場合協力員２名に連絡がつかないと、こういった時に消防署に通報が行くようになっておりますけれども、あっ連絡員２名に連絡がいき、またそのときに連絡がつかないときには、消防署に通報が行くようになっておりますけれども、協力員が現在留守番電話やファックスを設置しておりますと、その時点で通報が届いたものになりまして、協力員が留守でも消防署に通報が行かないと、こういった今のシステムの欠点がございます。
現在、旧頴田町で現在実施しておりますけれども、２４時間体制で専門員が対応する企業に委託しておりますので、現在飯塚市全域につきまして、そのような措置をしたいと。
８月末までにそのようなことをやりたいと考えております。
緊急通報システムの設置台数につきましては、５月１日現在で１６５台でございます。
以上でございます。
○ 川上委員
　その、頴田の２４時間民間企業に委託しているということですね。

それを全市的に広げたいということのようですけども、その頴田の２４時間民間委託事業は事故がなかったですか。

○ 高齢者支援課長

事故があったことは聞いておりませんけれども。

○ 川上委員

聞いておりませんというのではなくて、それを飯塚市に広げようと言うんですから、確認して、広げるならその方向を考えるとか、いろいろあるでしょう。

だから、よく遡って、実情をつかんで考えていかないと、まずいんじゃないかと思いますね。

それで、５月１日で１６５台ということなんですが、希望問い合わせっていうのがあると思うんですが、どの位ありますか。

○ 高齢者支援課長

希望される方につきましては、市、もしくは在宅介護支援センター等で受付をいたしております。

実際どの程度の方が希望されて、今要望されているかということについては、申し訳ありませんが把握いたしておりません。

○ 川上委員

たまたまだったということではないと思います。

お聞きするんですよね。

希望するんだけど付けてもらえないということがあるんですね。

もともと対象外という方もあるかもしれません。

ではあるんだけど、対象の枠を広げるとかいうことで、実情に合わせて柔軟な対応ができるように検討できないかと思うんですけど、いかがですか。

○ 高齢者支援課長

現在の緊急通報システムの対象者につきましては、おおむね６５歳以上の高齢者のうち、一人暮らし、高齢者のみの世帯で、心臓病など急な発作が予見されるなど、健康上特に急を要すると認められる方を対象といたしております。

委員がおっしゃる対象者を広げるという範囲でございますけれども、一人暮らし、高齢者のみの世帯と、急に発作をというような条件を外しますと、一人暮らし及び高齢者のみの世帯の世帯数につきましては、現在およそ９，５００世帯ほどあると見込まれます。

また委託料につきましては、一人当たり年間２６，０００円ほどの経費が必要となります。

また、機器購入費は１台当たり５９，０００円ほど必要と見込まれますので、これを年間にいたしますと、委託料はおよそ２億５千万円ほど、機器購入費につきましては、当初設置するということになりますけれども、５億６千万円ほどとなります。

全ての対象者としなくても数分の一ということを考えましても億単位の金が必要になってまいりますので、財政的にも困難かと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

言われましたように、枠を全部に広げてね、何億という金を投下すべきというふうに言ってるわけではありません。

実情に合わせて柔軟に対応できるようにしてはどうかというわけです。

それで例えば、先だってから北九州市門司区の公営住宅で、孤独死だとか、夫婦で孤独死というのもおかしいですけども、深刻な事例が相次いでますね。

生活保護申請を二度にわたって拒否したとかいうのも中にはありますけれども、行政がソフトの面でね、見守りだとかネットワークとか、そういう工夫がもちろん要ったのもあると思うんですけど、この方々、多分、健康保険証取り上げられてただろうと思います。

そういう行政の責任もあるんですが、同時にね、この方の場合にはどうしてもこういうシステ

ムが必要だというような方もあるだろうと思うわけですよ。
ですから、対象が外だから駄目というふうに一概に言わないで、実情をよく考えて対応していただくように、これは要望しておきたいと思います。
この質問を終わります。
○　委員長
　すみません。
川上委員、暫時休憩いたしますので、暫時休憩いたします。
　休　憩　　１６：０２
　再　開　　１６：１２
委員会を再開いたします。
川上委員に発言を許します。
○　川上委員
　９７ページ障がい者福祉費、障がい者自立支援についてですね、関連してお尋ねいたします。
第１は、障がい者の総数、お尋ねします。
○　社会・障がい者福祉課長
　３月末の旧支援費制度で調査いたしました数字によりますと居宅で４０４名、施設入所で４００名、計８０４名の受給者というふうになっております。
以上でございます。
○　川上委員
　支援費制度のもとで無料だったのに障害者自立支援法、今回の国の制度改悪で有料になった方があります。
その総数がわかりますか。
○　社会・障がい者福祉課長
　今回の法の改正に基づくところの影響の対象者数でございますが、先ほど述べました８０４名のうち生活保護者１０１名、この方は自立支援法の影響はございません。
所得区分がございまして、低所得１、これは住民税の非課税世帯にしておりますが、この１７７名中５３名の方は、影響はございません。
残る１２４名の方は影響を受けます。
それから低所得２、これが住民税非課税世帯でございまして、３０１名、この方は全員影響を受けます。
それから最後の一般の区分でございますが、この方は住民税課税世帯でございますが、２２５名、この方も影響を受けるようになっております。
以上でございます。
○　川上委員
　全体で８０４名障がいの方がおられて、そのうち６５０名が無料から有料になったということになりますが、確認できますか。
○　社会・障がい者福祉課長
　そのとおりでございます。
○　川上委員
　障がいがあるために生活を維持する基本的レベルに収入が至らない方が多いわけです。
この方々に小泉内閣は受益者負担を要求していくんですね。
とんでもない話ではないかと私思うわけですけれども、この無理な受益者負担を求められている人には住民の福祉の向上を図ることを使命とする自治体で国がやらないなら自治体のほうで何らかの実効あるせめてもの救援策を作るべきではないかと思うわけですけれども、そういう予算措置はできませんか。

○　社会・障がい者福祉課長
　先ほどのご質問の中でいわゆる独自減免を実施している自治体のことをおっしゃられてあるというふうに思いますが、今現在本市におきましては、国・県あるいは他の自治体等の推移状況を見ましてこのような軽減等につきましては、慎重に対応してまいるそういった所存でございます。
以上でございます。
○　川上委員
　慎重に対応ということはせんというよりは私も受け止めやすい答弁ですけどね、この８０４人おられる中で６５０人が無料だったのが有料になって毎日苦しんであるわけですよ。ですから実情もよくわかってると思うんですけど、重ねて状況も把握しなおして積極的に対応していただきたいと要望しておきたいと思います。
続けて質問いたします。
１００ページ、障がい者福祉費、社会福祉法人利用者減免制度措置補助金、高齢者にも同じ名称の補助金がありました。
こちらの補助制度、補助金はどういうものか、内容をうかがいます。
○　社会・障がい者福祉課長
　この制度につきましては、平成１８年４月より自立支援法のもとで新しく整備されたものでございます。
在宅でホームヘルプサービスを利用している方や、通所施設を利用しておられる方のうち収入や預貯金等が一定以下の方には利用者負担の上限額の半分額を超えると、その分についての減免をするといったものでございます。
以上でございます。
○　川上委員
　補助実績をお尋ねします。
○　社会・障がい者福祉課長
　先ほど述べましたように本年４月からの制度でございますので、もうしばらく状況をみてみたいというふうに考えております。
以上でございます。
○　川上委員
　次は、１０４ページ児童福祉費総務費、児童虐待防止事業に関連してお尋ねいたします。
１０４ページの下から５行目にあります。
報償費ですね。
これに関連してです。
第１はこの児童虐待防止連絡協議会とはどういうものか、お尋ねいたします。
○　児童育成課長
　お答えいたします。
子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待は今日的においてもっとも重大な課題でございます。
本市では今回の合併に伴いまして、家庭児童相談員等を１名増員しながら３名体制といたしております。
質問の児童虐待防止連絡協議会につきまして、これはですね、関係機関との連携を行いながら児童虐待防止の対応に努めるということで、そういう団体、関係者を集めまして協議をいたす機関でございます。
今年度合併をいたしまして、これは児童福祉法の改正等もございましたので、要保護児童連絡協議会という形の中で虐待を含めました内容で設置するということで今対応しております。

○　川上委員
　どういうメンバーで構成されているでしょうか。
○　児童育成課長
　委員といたしましては、弁護士、小児科医、医療ソーシャルワーカー、児童相談所職員、それから各行政相談員、ほか関係機関の２０名程度で設置をすることで考えております。
○　川上委員
　これはまだ未設置なんですね。
発足はいつなんですか。
○　児童育成課長
　この児童虐待防止連絡協議会というのは旧飯塚市では平成１５年の８月に発足しておりました。
それで合併前までは児童虐待防止連絡協議会という形の中で対応してきました。
今回合併に伴いまして名称は変わりますけれども、具体的には児童虐待防止並びにいじめ、不登校を含めた対応ということで設置することで今すすめております。
○　川上委員
　なかなか把握しにくいのが児童虐待ではないかと思うんですけれども、と思いますが、最近の動向、いかがでしょうか。
お尋ねします。
○　児童育成課長
　児童虐待相談の件数でございますが、旧飯塚市では平成１５年度で６２件、１６年度で８０件、１７年度では７８件となっており、やや増加傾向となっております。
また田川児童相談所管内では、平成１５年度３０７件、平成１６年度３４７件ということで、こちらも増加傾向でございまして、今後ともこのような状況が続くのではないかと考えております。
なお、旧町につきましては、件数の確認が取れておりませんので、ご了解をお願いします。
○　川上委員
　合併に伴って体制は児童虐待防止に取り組む市の体制は強化されたかどうかお尋ねします。
○　児童育成課長
　先ほど、ご回答いたしましたように職員が、家庭児童相談員が合併前は２人でございましたけれども、１名増員いたしまして３名体制にいたしまして、それからこれは母子自立支援という相談員でございますが、今まで県の職員が１名市の方に派遣されておりましたが、母子自立支援については市の嘱託職員２名を今回採用しておりますので、両方で協力しながら業務の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。
○　川上委員
　虐待は発見するのは例えば昼間保育所でだとか、昼間小中学校でという場合もあると思うんですが、緊急を要するような事態に直面することがあった場合ですね、夜間とか、市民はどこに相談したらよいか周知ができてますか。
○　児童育成課長
　虐待の通報につきましては、現在近所から親族あるいは保育所、学校、関係機関等から出てまいります。
そこで早急に協議が、処遇会議等行ったうえで必要に応じて家庭児童相談員や保健師による家庭訪問、保育所での確認をするとともに、緊急の場合には児童相談所職員と連絡調整のうえ、児童を引き取って児童相談所での緊急措置という対応を行っております。
基本的には、現在は田川児童相談所が２４時間、それからまた飯塚警察署等におきましても２４時間での対応を行っております。

以上でございます。
○　川上委員
　それを虐待する側にも、される側にもというのはおかしいですが、子どもにも、それから地域の方々にも職場の方々にもわかるようにできないかということなんですね。
どうしたらいいですか。
○　児童育成課長
　現在市報等にも周知をするとともにチラシ等をつくりまして、保育所とかそういうところに配布はいたしておりますが、今後はそういう部分につきましては、強力に周知方をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。
○ 川上委員
　次に１０５ページ、児童福祉総務費、乳幼児医療費についてお尋ねします。
第一は、乳幼児医療費助成のうち入院・外来対象者が４歳に達する日まで拡充されました。
その措置で市に負担はどれだけ増えることになりますか。
お尋ねします。
○ 健康増進課長
　約３，５００万円でございます。
○ 川上委員
　まあ、３，５００万円、市としては財政出動を増やしたということになるんでしょうけど、それによってですね、子育て世代の声、喜びの声が聞こえてくるのではないかと思うわけですけれども、聞いておられますか。
○ 健康増進課長
　今回の合併協議によりますこの制度につきましては、対象者の保護者の方々等から、そういった声は聞いております。
○ 川上委員
　喜んでおられるだろうと思うんですが、初診料、往診料の一部ですね、これは助成対象になってますか。
○ 健康増進課長
　初診料・往診料の一部については除くということでございます。
○ 川上委員
　　それから、８７５世帯の資格証明書発行の世帯、お子さんがおられる場合ですね、この乳幼児医療費助成、受けられますか。
お尋ねします。
○ 健康増進課長
　　資格証明書の世帯に対しては、発行していないということでございます。
○ 川上委員
　　ですから、初診料、せっかく３，５００万円、厳しい中でも財政出動して子育て応援をしてるわけですけれども、初診料・往診料の一部がまだ自己負担という問題だとか、より深刻なのは８７５世帯においては、せっかくこういう制度があっても保険証を取り上げられれば使いようがないと。
恐らくこの８７５世帯の方々というのは、経済的に、市内でも厳しい状況に置かれた方々ですよ、恐らく。
で、そういったところのお子さんが、この制度を使えないというのは、制度的矛盾があるように、私は思うわけです。
何らかの工夫ができないかと思います。
それで、より根本的には、当面市が頑張ることも重要です。

同時に、この乳幼児医療費無料化をですね、国の制度として実現するように、市として要望していくことが大事ではないかと思うわけです。
市長、お考えをお伺いしたいと思いますが、いかがですか。
○ 保健福祉部長
　ただ今、課長の方から答弁いたしましたように、合併の中で一切引き上げた形の中で、子育て支援ということで努力した経過もございます。
それで、先ほども申されますように、今度は初診料の関係とか、そういうことも出てきますけど、県の方も、情報でございますけど、何か考えているような状況でございますので、そこもはっきり決まれば、私たちのほうも県と合わせた形の中で対応もしていくという考えでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。
また、要望なりにつきましても、できる限りの機会を捉えた形の中で、要望もしていきたいということも考えておりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
○ 川上委員
　是非ですね、市で頑張ると同時に、国の制度として実現するよう、市としても頑張っていただきたいと思います。
１０５ページ児童福祉総務費、乳幼児健康支援一時預かり事業があります。
これはどういう制度で、どこで実施しておるのか、お尋ねします。
○　保育課長補佐
　お答えいたします。
乳幼児健康支援一時預かり事業でありますが、目的といたしまして、児童が病気中または回復期間等にあり、家庭での育児が困難な期間、その児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立の支援を行うものであります。
委託先としましては飯塚市横田のキッズハウスいいづか、「医療法人アガペ、こどもクリニックもりた」で平成１３年４月から実施いたしております。
利用人数ですが、平成１５年度が実績１５７人、１６年度１２０人、１７年度２２２人、１８年度見込みでございますが２６０人でございます。
○　川上委員
　利用者は全体として増加しております。
これは要因について検討されましたか。
○　保育課長補佐
　広報ですね、チラシ等を作成しまして保育所、幼稚園、児童センター等に配布、または市報に掲載しております。
○　川上委員
　周知をしてこういう制度があるんだよということを周知したということが大事だと思います。
同時に社会的に子どもが休みでもお母さん休まれないと、お父さんが休まれないということですね。
もちろん職場に連れていけないということで、この制度は非常に重要な制度だろうと思います。
それで増えているんですが、預けている方、ありがたいと思っておられると思いますが、利用料が少し高めなんですね。
これは今いくらですか。
○　保育課長補佐
　一人当たりの利用負担といたしましては、国基準の一人４，３７０円の２分の１相当額の２千円を利用者負担としてお願いいたしております。
それを減免いたしまして生活保護法による被保護世帯は全額の減免でございます。
市民税非課税世帯は１，８００円の減免で２００円の負担、所得税非課税世帯は千円の減免で

千円の負担、所得税課税世帯は２千円を納めていただいております。
○　川上委員
　そのうち２千円のクラスが苦しいんだろうと思うんですよ。
それでほかのクラスもそうですけれども、周知をさらに広げるとともに利用料引き下げるとですね、利用がもっと増えるとお考えではないですか。
お尋ねします。
○　保育課長補佐
　他の実施市町村におきましてもだいたいほぼ同様の料金設定であり減免の措置もいたしておりますので、現在実施しておりますとおり利用者にも応分の負担をお願いしたいと思っております。
○　川上委員
　他の市町村というのではなく全国的視野で見てください。
そうするとね、飯塚市のこの努力は努力で大事と思うんだけど、この２千円については高いということがわかると思います。
研究してください。
この質問を終わります。
それから１０７ページ保育所費、子育て支援センターについてお尋ねします。
まず設置状況とスタッフ体制説明してください。
○　保育課長補佐
　子育て支援センターは地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークルへの支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として設置されたものです。
現在本市においては旧頴田町を除いた飯塚子育て支援センター、穂波子育てセンター、筑穂子育て支援センター、庄内子育て支援センターの合計４ヶ所に支援センターがございます。
スタッフでございますが、飯塚が３名、穂波、筑穂、庄内がそれぞれ２名でございます。
以上でございます。
○　川上委員
　その利用状況をお尋ねします。
○　保育課長補佐
　１７年の状況でございますが、飯塚が５，６７５人、穂波３，４９３人、筑穂４，０２０人、庄内２，５７０人で合計１５，７５８人でございます。
○　川上委員
　頴田はどうなっておりますか。
○　保育課長補佐
　頴田町には子育て支援センターはございません。
○　川上委員
　それぞれの合併前の自治体の独自の事情だとか、条件のもとでそういう状況になっていると思うんですが、今後どういうお考えですか。
○　児童社会福祉部長
　子育て支援センターの設置についての総合的なお考えのご質問かと思いますけれども、子育て支援センターの設置につきましては、ご承知のとおり市長のローカルマニフェストの中にも盛り込まれているところでございます。
１市４町の次世代育成支援対策行動計画の統一化を本年度中に図りたいと思っておりますので、その統一化に向けましては審議会を設置した中で対応することにいたしておりますので、本年度中に方向性につきまして諮問答申をいただきたいというふうに考えておるところでございま

す。
以上です。
○　川上委員
　頴田の問題は頴田の声を頴田住民の皆さんの声をよく聞いて、対応していく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。
それから飯塚の支援センターは菰田保育所と併設になってますね。
ここには駐車場がないんです。
どうしてでしょうか。
○　児童社会福祉部長
　ご指摘のとおりです。
菰田保育所並びに飯塚子育て支援センターにつきましては、専用駐車場が現実ございません。
しかしながら、隣接いたしまして、行き止まりの市道認定道路がございますもんですから、そこを便宜駐車場的に使用した中で、施設の利用をお願いいたしておるというのが実情でございます。
○　川上委員
　保育所の場合は、送ってくる。
朝はサッと行きますね。
それでも道の上では困るわけですけど、帰りは保育士と保護者が少し会話してね、場合によっては長く３０分もということがあるんだけど、それでもそんなに長くおるわけじゃないです、普通。
ところが支援センターはそこに長時間おることを前提にした施設なんですね。
ですから車当然長時間置くわけです。
だからここは今、言うなら違法駐車状態が、飯塚市が駐車場をつくらないためにと言い切れるかどうかわかりませんけど、せざるを得なくなってるわけです。
それで今部長が申されましたように、幸いここは市道の行き止まりなんですよ。
ですから担当課とよく相談されるし、それから保護者の方たちともよく相談されたうえで、工夫すれば駐車場確保できるんではないかと思います。
そうすると地域の方々からも喜ばれるんではないかと、そうすると地域、保育所だとか、支援センターが地域から孤立して存在するんではなくって、地域から喜ばれる、大事にされながらね、発展していくことができるんではないかとも思うわけです。
ご検討ください。
○　児童社会福祉部長
　委員、ご指摘のとおり現況市道認定道路ではございますけれども、現在市道管理いたしております土木管理課の方とも十分に検討させていただいております。
ご覧になっておると思いますので、お分かりかと思いますが、道路幅員も１０ｍちょっとあるような現況道路でございますので、いろいろ知恵を絞った中で年度内には必ず対応していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしときます。
○　川上委員
　よろしくご検討お願いします。
１０９ページ保育所費、園児の安全対策について、施設・遊具などについてということでお尋ねします。
公立保育所が中心になると思いますが、施設・遊具の安全確認は誰がどのように行っていますか、お尋ねします。
○　保育課長補佐
　遊具の安全確認につきましては、毎朝職員がさび腐食の状況、塗装の状況、ロープ、ねじ等

の緩み等を点検するとともに月に１度保育課へ報告するように対応しております。
もちろん遊具に不具合等が見つかればすぐに使用中止の措置をとり、園児を遊具に近づけないようにして、保育課に連絡するようにしております。
以上です。
○　川上委員
　そういうチェックの中で最近使用中止にしたとかいう例がありますか。
○　保育課長補佐
　中止したものはございません。
○　川上委員
　それはおかしいんじゃないですか。
ずっと遊具とかいうのは老朽していったり、故障したりもするわけでしょ。
ずっとチェックしてるわけでしょ、毎朝。
そしてそれが中止にした例がないというのは、使用中止した例がないというのは理屈的に成り立たないと思いますけど、どうですか。
○　保育課長補佐
　最近はございません。
訂正いたします。
○　川上委員
　保育士だとか園が飯塚市はお金がないからあんまり言うまいとかね、そういうようなことを考えずに遠慮なくものが言えるような関係をつくる必要があるんじゃないかと思うんですよ。
使用中止がなければそれでいいのかというふうに私は思いますので、そこのシステムは声が通るし、聞こえるという関係にしていく必要があると思います。
私立保育園についてはどうですか。
私立保育園というのは民間保育園です。
○　児童社会福祉部長
　私立保育所の遊具等の点検につきましては、直接的には市の保育課の方から情報の提供をお願いしたりはいたしてはおりません。
しかしながら、それぞれの私立保育所の管理下のもとにおきまして、適切な対応はされておると思います。
それと併せまして公私立の保育所連盟等ございますので、そこらへんの会議の中においてですね、そういったような園児の危機管理等についての研修会並びにそれぞれ所長、園長に対するところの研修等は実施する中で対応しておるところでございます。
以上です。
○　川上委員
　この質問を終わります。
１１０ページ、保育所費、保育所改修などについてうかがいます。
まず市内公立保育所のうち老朽施設と認められるものはどれぐらいありますか。
○　児童社会福祉部長
　保育所施設につきましては、昭和４０年代から５０年代にかけて建設されたものが１５施設中１０施設あるところでございます。
現実のところ老朽化が進んでいるところも、ある一定あるという確認はいたしております。
○　川上委員
　１５分の１０ですね。
かなり進行しておるということなんですけども、今年度の改修計画にはどういうものがあるか、お尋ねします。

○　保育課長補佐
　菰田保育所床張りの工事です。
それから徳前保育所サッシ等の取替え、それから相田保育所、電気等の改修工事、鎮西保育所は同じく便所等の改修工事、それから筑穂町もトイレの改修工事、その他同じ筑穂町でフェンス等の衝立工事が予定されております。
以上でございます。
○　川上委員
　この質問を終わります。
１１０ページ、青少年対策費、蓮台寺児童センターについてお尋ねします。
これは児童館とも言ってると思うんですが、今後のスケジュール、お尋ねします。
○ 児童育成課長
　　蓮台寺児童センターの建設につきましては、鎮西公民館の敷地内に建設しておりましたけれども、狭隘であること、それから児童センターは基本的に学校敷地内に設置しておりますことから、蓮台寺につきましても小学校の敷地内に建設するということで、国からの内示も頂きましたので、今年度予算を計上させていただきまして、蓮台寺小学校の旧運動場の敷地内に建設するものでございます。
今後のスケジュールでございますが、予算が可決されましたら、設計、それから、その後、建設ということで、最終的に来年の３月末までには竣工の予定でございます。
○ 川上委員
　　この施設は、もちろん児童センターなんですが、同時に児童クラブも予定されてると思いますが、定員は何人ですか。
○ 児童育成課長
　　基本的に今までの施設は６０人ということで、目安で定員を定めておりましたけれども、今回の蓮台寺児童センターにつきましては、一応、１００人を定員ということで考えております。
○ 川上委員
　　それに伴って、定員増に伴ってスタッフの体制も強化されるだろうと思います。
ところで、この蓮台寺小学校は国道２０１号に直接面している学校ですね。
予定の用地についても、そこから直接、見通しの悪いところから入ることになるんです、車は。
で、アクセスが非常に危険なんですが、何か改良を検討されていますか。
○ 児童育成課長
　　現在、入り口といいますか、登り口が若干狭いものですから、登り口につきましては道路が、車が２台、離合できるような状況に若干拡幅いたしまして、それから車の出入りにつきましても左折専用という形で、特にあの箇所が、若干見通しが悪い場所でございますので、そういう形である程度、保護者には不便をおかけすると思いますけれども、そういう安全対策を講じていきたいというふうに考えております。
○ 川上委員
　　八木山を下ったあたりからですね、蓮台寺あたりから伊川、伊川から相田のところは、かなりあの道が危険なんですね。
それで、ここ最近ではですね、伊川のうちだうどんのところで死亡事故が起きる。
去年の秋には、相田の入り口で死亡事故が起きる。
で、今、実は毎朝、蓮台寺小学校の子どもたちは、狭い国道沿いの７０ｃｍぐらいの幅の、歩道と呼ぶのかどうかわかりませんけれども、そこを歩いていってる。
で、先生達とお母さん達、お父さん達が、地域の方が協力してですね、自分自身が車に轢かれそうになりながら子どもを守るために一生懸命頑張ってあるわけです。

そうした中で３月に、今は藪みたいになってるんですが、裏に昔、道だったところがあって、そこを所有者の方たちとも相談して、通学路として整備していただけないかという地域の方達、それからＰＴＡの方達の要望書が、教育長あてに出ています。
教育委員会に出ています、３月に。
それで、そういう意味では、ここに蓮台寺児童センターができるという意味はですね、子どもたちはそういうふうにしておれば危険なわけですから、ある意味、子どもの安全という点では同じ意味合いを持ちます。
そこで、ここは教育委員会とですね、蓮台寺児童センターの担当部がよく協議して、地元の方々の要望が実現する方向で、ひとつ頑張っていただけないかと思うわけです。
何か見解がございますでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

蓮台寺小学校の通学路の整備の件でのお尋ねかと思いますけれども、ご承知のとおり、実質的には教育委員会の所管になっておるところでございます。
もちろん、児童クラブを利用されるところの子どもさんなり保護者もですね、その通学路が整備されれば利用されることになろうかと思いますので、今後とも必要性を含めまして、教育委員会と協議をする中で、対応させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

合併してですね、一般会計中の教育費の構成比が後退してます。
教育費、もう少しですね、もう少しというかもっと、財政出動していっていいのではないかと私は思うわけです。
所管は教育委員会だろうと思うわけですけれども、教育長、何かお考えを伺いたいと思いますが、いかがですか。

○ 教育長

蓮台寺小学校の通学道路の話は聞いておりますので、十分話をしていきながら、子どもたちの安全・安心の問題は考えていきたいと思います。

○ 川上委員

それでは、教育委員会にもよくお願いしておきたいと思います。
次に、１１３ページ児童遊園費、児童遊園の設置と環境整備についてお尋ねします。
１点は、合併によって児童遊園の総数及び分布はどうなったか。
さらに合併によって廃止した、合併によってというのはおかしいですけども、合併を前後して廃止になった児童遊園はないか、お尋ねします。

○　都市計画課長

お答えいたします。
児童遊園設置数は５７ヶ所、面積にしましてトータル５．９ヘクタールでございます。
旧市町で申しますと飯塚２７ヶ所、穂波６ヶ所、庄内１２ヶ所、頴田３ヶ所、筑穂９ヶ所、合計５７ヶ所、合併で廃止の部分はございません。
以上です。

○　川上委員

５７ヶ所ということですが、この維持管理に伴う環境整備どのように行ってますか。

○　都市計画課長

お答えいたします。
児童遊園の環境整備につきましては、基本的には地元管理となっておりますが、本庁におきましては、児童遊園の荒廃防止や生活環境保持のために年２回の草刈り、年１回の清掃や便所掃除と遊具９１基の老朽防止のための塗装などをシルバー人材センターや都市施設管理公社への

業務委託によりまして３３５万２千円の予算で行っております。
各支所につきましては、全面的な地元管理を実施しておりまして、草刈り後のかたずけなどを行政が行っているところもございます。
また老朽遊具の補修やフェンス、照明等、電気代、水道代の光熱水費、消耗品などの１４４万１千円を含みます６６５万１千円で児童遊園全箇所の維持管理を行い、危険な遊具等のチェックを行いながら幼児童の健全な発育に寄与できる環境整備に努めているところでございます。
以上でございます。

○　川上委員

６６５万円で５７ヶ所まかなうということですから１１万６千円平均ということですね。
なかなか手が届きにくいと思いますけれども、特に遊具の問題、それから安全の観点からの草刈りなどについては、ところによっては地域の方ともよく相談するところがいるでしょうけども、最終的には市が子どもの安全との関係で責任を負うということでぜひ頑張っていただきたいと要望して質問を終わりたいと思います。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　１６：５９
再　開　　１７：０９

委員会を再開いたします。
次に、明石委員に発言を許します。

○　明石委員

私は、６月２０日の西日本新聞の朝刊に、実は「新３市　財政ピンチ」という大きな見出しが載ってます。
その中で、生活保護費の負担が重荷、それと齊藤市長が危機意識の共有を、という中で、市民・議会・行政、危機意識を共有し聖域のない徹底した改革に取り組む必要があるというコメントを出されております。
その左手に、民生費３８％、支出のですね。
ということで、ちょっと見ましたら、生活保護費が実は９７億円という金額が、１１５ページに恐らく載ってると思います。
その扶助費に関連して質問をしたいと思います。
まず、旧１市４町ごとの保護人員と世帯の状況はどのようになっているのか。
それから全国平均・県内の平均と比較してどうか。
また、この財政難の中でこういうものが見直して減らせるものかどうか、今後の見込みと対策についてお伺いいたします。

○ 保護１課長

旧１市４町の保護人員及び世帯の状況でございますが、平成１８年３月、合併いたしました月末現在でお答えさせていただきます。
旧飯塚市では２，２６２世帯、３，５３６人。
旧穂波町では７７４世帯、１，１２６人。
旧筑穂町では２６４世帯、４１９人。
旧庄内町では２５２世帯、３８６人。
旧頴田町では２３３世帯、３７３人で、全体の保護率の平均は４４．９‰となっております。
また、全国平均・県平均と比較してということですが、保護率でお答えさせていただきますと、全国平均の保護率は、まだ平成１７年度は出ておりませんで、平成１６年度ですが１１．０‰、県平均で１９．８‰。
当市といたしましては、全国平均の約４倍、県平均の約２倍となっております。

今後の見込みでございますが、現在の社会経済の回復の兆しは報じられておりますけど、地方への影響はまだまだ小さく、緩やかな増加傾向は避けられないものと見込んでおります。
これは、増加傾向は全国的なものであります。
その対策でございますが、やはり担当職員の資質の向上に努めまして、適正な指導を行い、生活保護業務の適正な実施に努めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○ 明石委員

国の平均の４倍。
これはどうしても、産炭地の名残があるのかなと思いますけれども、まだそういう名残があるわけですか。

○ 保護１課長

確かに、旧産炭地ということで、福岡県内では筑豊地区、県南の大牟田地区は高い‰を示しております。

○　明石委員

その次の項に扶助費の財源は、ということで関連がありますので、これも一つお答えいただきたいと思います。

○　保護１課長

扶助費の財源につきましては、生活保護費総額の４分の３が国庫支出金の生活保護負担金で賄われております。
残りの４分の１が市の負担となります。
なお、地元負担分の一部につきましては交付税の算定に充てられております。
以上でございます。

○　明石委員

困っている人に、やるな。
とは言えないけど今後さっき言われました適正な行政を行われてできるだけ無駄の内容にしていただきたいと思います。
これは要望でございます。
私の質問は終わります。

○　委員長

次に、川上委員に発言を許します。

○　川上委員

先立ってＮＨＫを見ておりましたら、東京の臨時教員をされている４０代の女性の先生が生活保護を受けている、というテレビでした。
タイトルは格差社会なんですね。
先ほどから生活保護が増傾向にあると。
要因は何か、と。
景気が低迷して地方まで回復傾向が及んでいないんだ、ということなんですけれども、私は、それは正しくないと思います。
基本的には小泉構造改革の中で格差社会が拡大されている。
そしてこの社会がですね、このまま維持できるかどうか、それが厳しく問われるくらい格差社会が広がっている。
国際的に見ても今日本の格差社会の状況というのは、収入水準だけ言っても大変な状況です。
この認識をわれわれ持っておく必要があると思うわけです。
それで、要因ですね。
先ほど言ったように言われたんですが、それ以外について市の認識はいかがですか。

○　保護１課長
　先ほどの明石委員のときにお答えしましたように、やはり経済状況。
川上委員も言われましたようにそれが一番大きいと思います。
やはり、生活を安定させるためには収入が必要だと思います。
そのための地域の活性化を活かしまして、雇用が増大すれば当然、生活保護は減少するものと思っております。
そのためには先ほど旧産炭地の名残の話をいたしましたけど、地域性があるのも確かだと思いますけど、少しずつ地域を改善していけばいいのかなとは思っております。
以上でございます。
○　川上委員
　それは基本的には国の責任なんですね。
それで、その扶助費の中で医療扶助が増えていますね。
これについて要因はどのようにお考えですか。
○　保護１課長
　医療費につきましては扶助費総額９２億円の約５７．９％を示しております。
これは確かに被保護世帯が高齢者、それから傷病者、障がい者が約７０％強いらっしゃいます。
当然その弱者の方は治療を受けながら生活をするということが考えられますので、当然扶助費の中でも医療費が突出した金額になっております。
○　川上委員
　それで、いずれにしても今、国の政治がこのようになっている中で、生活保護が増えていく。
その中にはいろいろ従来とは違った複雑な要因も含まれておる状況があろうと思うわけです。
それで、生活保護行政で働いている保護課の皆さん、それからケースワーカーの皆さん。
ご苦労があろうと思うんですけれども、現在その保護課の体制はどうなってますか。
○　保護１課長
　ケースワーカーの人員でございますけれど、被保護世帯の数字に比例いたしまして配置をさせていただいております。
平成１８年３月末現在で先ほど３，９００いくらと申しましたように、ケースワーカーを４９名。
従いまして割りますと８０．３世帯を一人の担当者が受け持っております。
これは市に設置いたしました福祉事務所の法に規定された世帯数でございます。
さらには、今年度から新たに面接相談員という嘱託の方２名を―失礼しました、保護課は１課２課で運営しておりますけど、２名配置いたしまして、市民からの相談を受けながら、また、今回新たなケースワーカーさんがお見えになっておりますので、その方たちの教育指導を行って取り組んでおるところでございます。
以上でございます。
○　川上委員
　４９名で７係７名、７×７＝４９名ということですね。
いろいろご苦労されていると思うのですが、そのケースワーカーというのは外に出て行って保護を受けてある方とお会いしていろいろサポートする仕事ですね。
旧飯塚市内でも車の便が悪いんだけど、筑穂だとか遠いところになってきますとね、車が要りますよね。
車どういうふうになってますか。
○　保護１課長
　確かに訪問調査活動するためには必ず今は車を使用する時代になっておりまして、２人で１班ということで訪問活動しております。

保護課１・２課で専用公用車は１０台配置されております。
○　川上委員
　７係あって１０台ですから１台ずつですね。
１係に。
２人で乗っていくことは少ないでしょうから１人が乗っていけば６人は残りの３台をどう運用するかによりますけど、基本的に出動しにくいという状況だろうと思うわけです。
何らかの手がいるのではないかと思いますが。
生活保護というのは憲法２５条に根源があって保護法が作られているわけですね。
それで、保護法の第３条で最低生活に、というのがあって、この法律により保障される最低限度の生活が健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない、というふうになっています。
これに基づいて国はこれまで老齢加算だとか母子加算というのを加算しておったんです。
これをここ数年の間に廃止を決めて段階的に廃止に入っています。
これについては国自らが必要だと当初認めたものを物価が下がってるだとかあるいは高齢者が消費するのが少ないからいらない、というような理由で廃止をしているということなんですが、復活させる必要があるんじゃないかと思うんですよ。
この点について市として国に要望していくお考えないかお尋ねします。
○　児童社会福祉部長
　老齢加算と母子加算の国の見直しに対する市としての対応ということでのお尋ねだと思いますけれども、平成１５年１２月の旧飯塚市議会本会議におきまして、生活保護の老齢加算と母子加算の継続を求める意見書の提出が可決されまして、関係大臣に意見書が送付されておるところでございます。
確かに現在のような経済情勢の中で高齢者の方の老齢加算、また母子世帯の方の加算が撤回されるというところで、非常に被保護者の方の生活もある一定苦しくなっておる、という認識は十分にいたしております。
しかしながら、話が飛ぶかもしれませんけれども、社会保障制度の中で国民年金。
ご承知かと思いますけれども、４０年間満期掛けました中で、６０歳の単身世帯の場合が月額６６，０００円程度の年金金額になっております。
一方高齢者の生活扶助の金額はいくらかと申しましたらこれも約６６，０００円。
同じくらいの金額になっております。
しかしながら生活保護につきましては皆様ご承知のとおり、住宅扶助にしろ、医療扶助にしろ、介護扶助にしろございます。
そういったところから考えましたときに適正な生活維持という基準の考え方につきましては非常に難しいところもございますけれども、現在のところは国の今後の動向等見守りながら対応させていただきたいと。
的確な答弁にはならないかと思いますけれども、どうかよろしくお願いいたします。
○　川上委員
　国民年金についてはご承知のとおり、これから２０年近く保険料が上がっていく。
それから年金そのものは減っていくわけですね。
その一方で、今申しましたように、生活保護の方も切り下げられようとしていると。
この大元に何があるかをやっぱり考える必要があると思うんですよ。
小泉構造改革ですよ。
生活保護者には年金生活者を見よ。
年金生活者には生活保護者を見よと。
そして細かい話になりますけど、国の外郭団体でどういった事態が起きているか見てのとおり

ですね。
ですから、地方自治体として今考えなければならないのは、国が仮に悪政を強いてそれによって住民が苦しんで知ると言う現実があるならば、ちょっと待てと。
国に対してですね。
考え直してくれ。
この現実を見てくれ。
というふうに言えなきゃだめだろうと思うわけです。
そういう立場でものを考えて行動することは大事と思います。
その点で言うと国庫負担金の削減に対しては地方６団体力を合わせて頑張っているでしょう。
４分の３を３分の２にする。
激しい攻防ですよ。
飯塚では仮に４分の３が３分の２になるとどれほどの影響が出ますか。
お尋ねします。

○　児童社会福祉部長

ちょっとすみません。
すみません、時間とらせまして。
ちょっとそこら辺の具体的な、４分の１が３分の１の負担になった場合の部分については試算をいたしておりませんけれども、本年度の歳入で申しました場合に国の方から９２億円の保護費の歳出がございます。
国の保護費の負担金といたしまして６９億円が４分の３というところで入ってくるようになっております。
これが３分の２になるということになりましたら、１０数億円の影響は出るのではなかろうかというふうに考えております。

○　川上委員

自民党の関係の部会はこの補助率をゼロにせよ、という意見さえ出ているんですね。
つまり、国は生活保護を国の責任でやるのではなくて、地方自治体でやってくれというのと同じです。
金を出さないと。
こういうのが成り立つはずがないでしょう。
そこまでのことを政府与党は考えて加算の廃止だとか水準の切り下げというのをやってきているわけです。
金額が下がる、水準が下がるというのも大問題なんですけど、根底にはそういう動きがあると。
狙いがあるということも考えていく必要が私はあると思うんです。
いずれにしても当分ぜひこの国の国庫負担金の削減。
４分の３を３分の２とか言っておりましたけど、２分の１ともいいます。
ぜひ、少なくとも現在の国庫負担金の率については守れ、ということで市長先頭にがんばっていただきたいということで要望してこの質問を終わりたいと思います。

○　委員長

続きまして、明石委員に発言を許します。

○　明石委員

今、扶助費のうち医療扶助がすごく多いということで川上委員が一応質問されたので、私は医療扶助費が、保護世帯の方が病院に行った場合に、どういう形に何か規定というのか、基準というのがあるんですかね。
何回も病院に行くこともあろうと思うし、そうすると非常に医療費がかさむのではないか、ということで何かそういう基準があるんですか。

○　保護１課長
　医療を受けるための基準というのはございません。
生活保護は生活費、生活扶助以外８扶助ありますけど、すべて被保護者になれば受けることができます。
その中の一つが医療扶助ということなんですけれども、先ほど申しましたように、傷病者、障がい者が多いことから本人が、被保護者の方が、病院に行くと。
それでお医者さんがＯＫですよ、ということを言われれば、それは受けていただいております。
従いまして、医療扶助だけの扶助を受けると言うこともございませんので。
あくまでも生活費、生活保護者ということが先決だと思っております。
○　明石委員
　そうしますと、今後高齢化になりますから、この医療費はもっと上がるというふうになりますよね。
○　保護１課長
　当然、高齢者も増えておりますことから、増えることは予測されますけど、やはり適正受診ということを我々も指導してまいりたいと思っております。
○　明石委員
　適正な処置をしていただきたいと思っております。
これで私の質問を終わりにします。
○　委員長
　以上で、通告質問分が終わりましたので、その他にございましたらお受けいたしますが、ございませんか。
○　葛西委員
　　９２ページ１４節借地料２０３万９，０００円について、ちょっとお尋ねいたします。
この借地は、どこになりますでしょうか。
○　穂波福祉総合センター長
　　お答えいたします。
福祉センターの横にあります、枝国市民広場を枝国の生産組合の方から借りております関係の借地料でございます。
○　葛西委員
　　それでですね。
この借地を来年度、返還するというような噂をちょっと耳にしておりますが、これ事実でしょうか。
○　穂波支所保健福祉課長
　　お答えいたします。
葛西議員ご存知のように、旧町で総合福祉センターを造りました。
その中で、跡地と言いましょうか、今現在、穂波福祉総合センター長が説明いたしましたように、枝国生産組合の方から借りております。
その関係上、旧町といたしましては、そこの部分を総合広場とか、そういう体育施設といような考えがございましたけれども、今現在の関係上は、財政緊縮上、２０３万円というのも、なかなか厳しいものがありますので、わたくしどもこの前、一応予算の査定を受けたんですが、継続して借りたいと申し出たのですが、財政の方からは、なかなか厳しい返事が参っております。
以上です。
○　葛西委員
　　実はですね。

この福祉センター、非常に利用客が多いんですよね。
既存の駐車場も狭くて、借地に昨年、駐車場を整備したばかりなんですよね。
それで、その隣はゲートボールを多く使用されてあります。
非常に地域住民の方にとってはですね、この借地、非常に重要性を持っとるわけですね。
そういうことであれば、住民サービスの低下につながるのではなかろうかというようなふうに思っておるんですが、そういったところは、如何でしょうか。

○　穂波支所保健福祉課長

議員、今ご指摘のとおりでございまして、わたしどももできれば、借地を続けたいと思っております。
また、この７０台ほどの駐車場を整備しております。
これ総合福祉センターの中で、健康診断とか幼児の関係の予防接種等をやっております関係上、利用価値等は、わたくしは、価値は、あろうかと思っております。
何分、財源的に厳しいございますので、今後は、財政当局との話し合いを密に持っていきたいと思っております。
以上です。

○　葛西委員

これ駐車場も含めて返還するということでいいですか。

○　穂波支所保健福祉課長

そのとおりでございます。

○　葛西委員

財政状況がですね、厳しいということは、私も十分承知しております。
できればですね、十分に検討していただくように要望しまして、終わります。

○　委員長

ほかございませんか。

○　原田佳委員

１１５ページの先程から出でおります。
扶助費について、関連でございますが、一つ一点質問させていただきたいと思います。
やはり、この扶助費というのは、生活非常に困難な方の最後のライフラインともいうべきものであると、このような認識もいたしておりますし、ケースーワーカーの皆さん方のご苦労も大変なものだと思っております。
しかしながら、わたくしは、ここで一つですね、不正受給ということに対して、一点お尋ねをしたいと思います。
例えば一例といたしまして、離婚されて、母子家庭になりましたと、で受給されてある。
ところが現実には、別れたはずのご主人が、ご一緒に暮らしてある。
ご近所の方に言わせると、あちら共働きで子どもが少し楽になってきて、最近、車新しいのが来たよとかですね、そういった話が一つの区域だけじゃなくて、いろんなところで聞くわけですよ。
これ非常に難しい問題だと思います。
これできることなら、立ち入りたくないなということが本音だったんじゃないかなと思うんですよ。
今までは、郡部の方では、県の方でそういった調査等があったと思いますが、今度は、飯塚市がこれやんなきゃいけないんです。
先程から言いますと、４倍ですね。
全国に比べて。
これだけのものが市の財政の負担としてきている訳です。

先程、一例出したようなことが、いろんな事例をよく聞いておりましたけども、ケースワーカーの方が、行きましたらば、ちょっとこの条件なりませんから、ちょっと前の昔のことではありますけども、そうすると怒鳴りあげられて、這這の体で逃げ出して帰ってきたと、そういうのが当時あったわけですね。
こういった現状は、今現在、認識してありますでしょうか。
お尋ねをいたします。
○　保護１課長
　確かに、委員が申されますように、そういうお話はときどき、入ってまいります。
通報を受けたときにはですね、即、ケースワーカーをそちらの方に派遣させますけど、なかなか夕方なり、夜の状況を把握するということで、困難性を極めております。
そこらあたり人権プライバシーいろんなものが加味しましてですね、困難なケースも見受けられるところでございます。
それから先程、母子世帯の話が出ましたけど、現実に、我々仕事しておりまして、離婚届と同時に、保護課の方に窓口まで来られるように、認識の薄い方もいらっしゃいますので、よく家族の方とお話をしてくださいということで、相談員と一緒にですね、そこらあたりよくほかに活用方法もあるんですよと、即、生活保護がということじゃなくでですね、他の方法もいろんな指導をしながら、現在進めておるところでございます。
以上でございます。
○　原田佳委員
　確かにですね、これ本当に難しい問題だと思います。
本当にケースワーカーの方だけはですね、これ正直なところ、困難だと思うんですよ。
今後対策として、どのようなこと、何か考えてあるか、どうか、今から市が全部やっていかなきゃいかんわけですよね、どのような対策、概略でもあれば、是非ともお聞かせをいただきたいと。
○　保護１課長
　確かに、先ほどから生活保護は生存権ということで国が保障しております最後のセーフティネットということで、最後の生活の拠り所ということですので、なかなか入りにくいところがあると思うんですけど、わたくし達、現場におりまして、やはりケースワーカーがよく勉強してですね、いろんな形で相談相手になってあげて、それから脱却するようなですね、知識を深めて、指導していくのが、まず、先決ではないかということで、現場といたしましては、研修を重ねるように努めております。
○ 原田佳委員
　今、言われることは解るんですけども、現実問題の話としましてはですね、ケースワーカーの方が、そこに行って、ちょっと受給の対象になりませんよと、例えば、そうケースワーカーの方が言われたときに、大きな声出され、脅され、そうされたときにですね、ケースワーカーの方もそれ以上無理だと思うんですよ。
現実的に。
じゃあ課長が行って、さぁ行って来いと、どうされますか。
できる自信がありますか。
お一人で行って。
現実的な問題として、非常に困難でもあるし、今から本当に難しい部分だと思うんですよね。
しかしながら、やっぱりですね、市の財政をやっぱり４分の１出してるわけでしょう。
本当に困った方のための扶助費であってですね、そういった不正受給やっぱり許さないっていう強い姿勢で、私は行っていただきたいと思うんです。
ですから、ケースワーカーの方だけに、頼らずにですね、何らかのやっぱり対策チームを作る

なり、そういった形で是非やっていただきたいと最後要望で結構です。
是非、よろしく前向きにお願いしたいと思います。
○　委員長
　ほかございませんか。
○　西川委員
　　すみません。
予算書の９７ページの方の障がい者福祉費のところなんですが、この中に障がい者施策推進協議会委員報酬、その下に障がい者自立支援審査会委員報酬と二つに分かれております。
この委員の人数ですね。
まず、知りたいということと、それから、上にあります、１３２万８，０００円については、こちらの説明資料の中にも、結構書いてあるんですが、下の方の自立支援審査会委員の３６７万円については、ほとんど触れていないんで、そこらあたりの説明を、お願をいしたいと思います。
○　社会・障がい者福祉課長
　　ご説明いたします。
障がい者の施策推進の協議会の委員の数でございますけれども、委員につきましては、２３名。
なお、専門委員がございますので、このうち１２名になっております。
次の障がい者自立支援審査会でございますが、これは障がい者の自立支援を定めますところの介護給付支給等々の審査判定を行う、そういった目的の会でございますが、７名。
これは２合議体ございまして、１４名になっております。
以上でございます。
○　西川委員
　　委員報酬だけじゃなくて、この３６７万円についての説明も言ったつもりですが。
○　社会・障がい者福祉課長
　　お尋ねの自立支援審査会の委員報酬の３６７万円の説明でございます。
この内容でございますが、合議会長１５，５００円に、２合議体がございまして、それの２４回、７４万４，０００円。
それから、委員報酬が１３，３００円の２合議体で、４委員の２４回、内容は、２５５万３，６００円です。
それから、研修会を予定しておりまして、１３，３００円の２合議体で７名。
これ２回ということで、３７万２，４００円。
合計の３６７万円となっております。
以上でございます。
○　西川委員
　　そうしますと、こちらの施策推進協議会委員と自立支援審査会員を兼務されておる委員の方は、いらっしゃいませんか。
○　社会・障がい者福祉課長
　　数名おられます。
以上でございます。
○　西川委員
　　わかりました。
このことについての質問は終わります。
もう一件、あります。
すみません。
　なれないもんですから、失礼いたしました。

次にですね、１１６ページの扶助費のところで、一番この最後のですね、施設事務費とあります。
これは扶助費の中に施設事務費というのは、どういうものだろうかというふうにちょっと解りませんので、良かったらその施設事務費はどういうものか、この内訳はどうなっているのかということをご説明いただきたい。
○　保護１課長
　施設事務費というのは、県が設置しております住所不定者、ホームレスの方などを収容する救護施設が県内には、２箇所ございます。
香春町と大野城に。
そこに飯塚市で措置した人が、１８名いらっしゃいますので、すみません。
ちょっと１８名は、頭の中で確かではないですけど、１７、８名いらっしゃいます。
その方にかかる施設にかかる費用でございます。
以上です。
○　西川委員
　すみません。
そうしますと、この区分の中でですね。
施設事務費というは、別に設けた方がいいんじゃないかなと、生活扶助費の中に全部入ってしまうというのは、どうかなと思ったんで、お尋ねしてるんですが、そこらあたりはどうなんでしょうか。
○　保護１課長
　措置しております住所不定者の方、当然、被保護者ということになっておりますので、保護費の中に、含まさせていただいております。
○　委員長
　ほかにございませんか。
○　坂平末委員
　社会福祉総務費ですね。
先程、葛西議員の方も質問も出ていましたが、穂波福祉総合センターですか。
総合センター、管理費。
これは７，５１１万１，０００円。
これは、管理費だけで、かかっているんですかね。
ちょっと、お尋ねします。
（「すみません。坂平末委員、ページ数・・・。」という委員長の声あり）９０ページです。
（「９０ページですか。」という委員長の声あり）いやいや、だから、これはですね。
使用料の収入に絡んでですね。
資料があるでしょう。
概要が。
解りますかね。
一般会計・特別会計予算資料の中のですね。
概要書があるでしょう。
この中で、今数字が出ているんですよね。
使用料収入が１，４２８万円ですか。
穂波総合福祉センターと忠隈住民センター、それと庄内保健福祉総合センターこの分ですね。
○　穂波総合福祉センター長
　申し訳ありません。
遅くなりました。

人件費を含んだところの事業費になります。

○　坂平末委員

　だから、あくまでも人件費を含んだ管理費が全部で７，５１１万１，０００円ということですね。

○　穂波総合福祉センター長

　人件費を含んだところですので、全て含んだところの事業費になります。

○　坂平末委員

　それですね、わたくしが、ここで申し上げたいのはですね、忠隈住民センターですね、それと庄内保健福祉センター、これが全て収益とですね、支出の差がですね、かなり大きいんですよね。

この３施設だけで１億からあるんですよね。

だから今後は新市になってですね、基本的に指定管理者制度の導入を執行部として、今後どういうふうに考えるか、このあたりをちょっと、お聞かせ願いたいなというふうに考えております。

○　穂波支所保健福祉課長

　今の坂平議員のご指摘・・・。

（発言するものあり）

○　坂平末委員

　おそらく、穂波支所の保健福祉課長じゃあ、これは解らんだろうと思うんですよ。

私がお尋ねしよるのは、これだけの年間１億からの収支計算の合わないような施設をですね、基本的に指定管理者制度をいろいろな各所で、実施されておりますよね。

それに併せて今後、新市、飯塚市として、どういうふうに移行していくのかという考え方をですね。

そのあたりだけをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○　行財政改革推進室主幹

　今度の行財政改革につきましては、指定管理者制度の導入も含めまして、検討していく予定でございますが、今後各課のヒアリング等も予定しております。

その中で、いろんな委託関係も含めて、検討いたしまして、今後、推進本部の中で、最終的に決定をしていくものというふうに考えております。

○　坂平末委員

　だから、あくまでも今後、考えるということやけど、まだ始まったばかしですよね。

だから、基本的に先程からお話がありよったようにですね、住民サービスの低下をしないように、しかも収支計算がね、合うような形のものでやっていかないと、財政が非常に厳しいというような状況の中でね、こういった施設、例えば、指定管理者制度を導入して、その経費削減をやっぱり考えた中で、事業が低下しないように、そういったことも踏まえてね、そういったことが今１市４町の中で、いろいろと施策を考えてされてありますんでね、これは、とにかく今年中には、ある程度、今年度中にですね、方向性を決めて進めていただきたいというふうに要望しておきます。

○　委員長

　ほかございませんか。

○　坂平末委員

　９３ページですね。

社会福祉協議会交付金。

これが、旧町交付金総額が６，８４２万２，０００円ですか。

前年度までが。

これが２，５００万円に今回、予算が削減されていますけど、そのあたりの説明をちょっと、お願いします。

○　社会・障がい者福祉課長

１市４町の今度の合併を契機といたしまして、これまでの社会福祉協議会の事業計画等々、そういったものを勘案いたしまして、今回２，５００万を決めさせていただいております。
以上でございます。

○　坂平末委員

その説明では、ちょっと解らんのですがね。
もう少し詳しく教えていただけんですか。

○　社会・障がい者福祉課長

内容の詳細な点について、もう一度ご説明いたします。
社会福祉協議会の財政基盤が、これ安定しておるということが、まず一つでございます。
それから運営費補助でございますので、当然、事業費補助といった形での見直しをしております。
そういったもので２，５００万円ということで計上させていただいております。

○　坂平末委員

この社協。
通称、社協ですたいね。
この社協の中で、今まで財政的に負担をしとったのが、これだけ削減されて、実際にやっていけると、だから社協の方も合併してますんでね、今の社協の財源は、どのぐらいあるんですか。

○　社会・障がい者福祉課長

先程の詳細、更に詳しくご説明いたしますと、レース場で約５，０００万円。
それから介護保険事業といたしまして・・・（発言するものあり）はい。
ご説明いたします。
レース場の経営といたしまして、約５，０００万円。
それから、介護保険事業といたしまして、穂波町が約４，２００万円。
それから飯塚市の社協が約４，６００万円といった具合に黒字になっております。
以上でございます。

○　坂平末委員

だから、私が聞きよるのはですね。
今現在、社協自体の財源がどのぐらいあるんですか。
あのね、基本的に、財源的に苦しくないから、これだけ削減したということやから、財源自体は解ってあるわけでしょう。

○　保健福祉部長

只今、委員さんの申されますように、社会福祉協議会１市４町で合併をいたしております。
そのときの補助金の関係については、言われますように６千何百万・・。
ちょっと、正確な数字覚えませんけど、そういう数字が補助金で出ております。
その中で飯塚市としては、補助金を出しておりませんでした。
それは、レース場のですね、食堂の益金を社会福祉協議会が収入として当てると、それと先程も課長が答弁いたしましたように、介護保険の収入がございます。
それは穂波町もございます。
ほかの団体につきましては、ほとんど人件費の補助が主な状況でございました。
そういう形の中で、剰余金的には、かなりあるように私も確認は一応しておりますけど、今後２，５００万円という補助金を決定した理由につきましては、その剰余金を含めた中で、今後、今年度中にですね、新たに市のやるべき事業、社協がやるべき事業、また共同してやるべき事

業ということで、今年度中にですね、その事業形態を見つめながらですね、今後の補助金の枠についても、また今後検討していきたいと、そういうことで大体３分の１ですか、程度の形の中で補助金の意思を決定をさせていただいて、要求をさせていただいたということが、今現状でございます。
状況としては、以上でございます。

○　坂平末委員

　そういった漠然としたね、その形で予算要求して予算を計上すること自体は、如何なものかなと。
だから、今現在、社協自体がですね、基本的に飯塚が補助金は出していなかった、交付金は出していなかったと、旧４町については、前年度１７年度はですね、ここに数字が出ていますように、その６，８４２万２，０００円か、出しているわけですよね。
これが極端に２，５００万円に下がるということは、先程言われるように、社協が合併して財源があると、だから、その財源が、その基金が、どれぐらいあるかというぐらいのことは報告できないんですか。
それが解った上で、この予算がね、組み立ててあると思うんですよ。
だから、そのたあたりをちょっと、お聞かせ願いたいなと。
で、ちょっと待ってください。
それとですね。
レース場で５，０００万円の収益があがっとるわけですか。
だから飯塚市は今まで、その補助金を出していなかったと。
今、先程の説明であれば、飯塚市がレース場のその食堂を提供してあるから、そこの収益が５，０００万円あると。
ということは５，０００万円の補助金というとらえ方でいいわけですか。

○　保健福祉部長

　お答えいたします。
平成１６年度の社協の決算状況で、ご報告させていただきます。
社協の流動資産といたしまして、預金が決算それぞれ１市４町の合計額でございまますけど、預金として５億４，８５１万２，０００円という財源を持っております。
そういう状況の中で、先程も申しましたように、レース場の益金が５，０００万円近くございます。
それと穂波の介護保険事業として、４，２６４万９，０００円。
それと飯塚の介護保険事業として、４，６７９万３，０００円と。
そういう事業収入の黒字の収入がございますので、先程申しましたように、総体的に考えまして、一応２，５００万円の状況の数字の中で補助金をやって、今年度更に事業関係を見直していくということで、提案をさせていただいております。
以上でございます。

○　坂平末委員

　社協についてはですね。
じゃあ市の方は、合併前は１市４町、それぞれ補助金出しとったわけですね。
ただし、補助金は出すが、口は出すなというのが実態ですよ。
だから、ここで私の言いたいのは、２，５００万円のその補助金を出すんであれば、これだけのその財源持っとるわけですね、５億４，８００万円。
それに介護保険の収益が４，２００万円と４，６００万円あるわけですよ。
これは、逆に飯塚市が補助金を出すんであれば、この社協の方にもね、そういった今後の施策、そういたったものも、話をね、参画させてもらわないかん。

実際に今までは、実際に全くされていなかった状態ですよね。
だから今回、議会選出のそれぞれ旧１市４町の場合は、議会選出のあて職で行っとったわけですね。
それが全く今回は、今までは、各議会から１名行っとったのが、今回１市４町合併して、８５名の議員の数ですよね。
議員数が。
その中で一人というような、これは、社協で、理事会で決定事項を、只、飯塚市にぽんと報告に来て決定しておる状況ですよ。
じゃあ補助金を出す必要性がどこにあるのかと、これだけ財源が厳しい中でね、これだけの財源を持って、実際に採算が合うような事業をやっとるわけですよ。
それに対して、単なるそういった計算もしなくね、２，５００万円の補助金をぽんと当てると、そのあたりは如何なるものかなと、わたくしは思います。
だから、各所管のね、課長、部長あたりが、そういったところのね、研究をよくやってもらわないかん。
だから、お金をやっぱり出す以上は、口も挟まさせてもらわないかんといかんですよ。
穂波の社協は、別の土地もね、新しく施策を考えて単体で土地を購入して、そこに新しい施設をつくるとか、いうような計画も立てているわけですよ。
これは、基本的にこれだけ財政が苦しい中で、補助金をずうっと毎年毎年もらっとったわけでしょう。
この前年度までが４町でですよ。
旧町で６，８４２万２，０００円。
今回が、その５億４，８００万円。
それに約９，０００万円ですか。
これの収益あるのに、２，５００万円の補助金をまだ出す。
交付金を。
計算もなく、只、その例年のごとく、ずうっと科目で上がっとったから、それに項目として予算を上げとかないかんというような慣例は、もう外すべきだと思いますよ。
だから、そのあたりを十分ね、ここでいくら論議しても一緒ですから、今後のことにね、こういうことを生かしてください。
そういうものを十分研究してね。
社協との協議にしても、飯塚市の考え方、これをきちっとね、行政の考え方をやっぱり汲み入れてもらった中で、推進してもらうなら、こういう補助金もね、当然、出すべきでしょう。
只、飯塚市の行政の意見は全く聞かずにね、社協独自の事業を起こしていって、補助金だけくださいと、これはできんと思いますよ。
そういうことで、一応今日は、終わっときます。

○　委員長

ほかにございませんか。
（　な　　し　）
それでは、以上をもちまして、第３款民生費についての質疑を終結いたします。
皆様方におはかりいたします。
本日は、議事をこの程度にとどめ、明日１０時から引き続き審査を行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（　異議なし　）
はい。
異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。
本日は以上をもちまして、散会いたします。
お疲れ様でございました。